

# 七仏通戒偈ノ一ト

袴 谷 憲 昭

七仏通戒偈は、仏教とりわけ禪宗において仏教の伝統の根幹をなす訓誡として伝承されてきたものであるが、しかし、かかる伝承は、もし批判的にみるならば、仏教中に浸透しそれを蝕みつつ次第に肥大していった非仏教的な動向の結晶にほかならない、ということを描きせんとするのが本稿の目的である。

以下に見るように、七仏通戒偈に示される考え方は、霊魂 (ātman) を肯定しそれを根拠に霊魂の輪廻と解脱とを強調する、目下社会問題化しているあるカルト (cult) 教団の苦行主義や精神主義にむしろ酷似したものであることがわかるであろう。しかるに、仏教は、かかる苦行主義や精神主義を、論理的には真向から否定していたはずである<sup>り</sup>にもかかわらず、七仏通戒偈をその根幹に据えるかのごとき伝承を自らのうちに大きく抱え込んでもいたしたのである。そのことを知るならば、この考察はあるカルト教団を他人事のように非難する楽天主義に歯止めをかけ、仏教が自らを深刻に自己批判する<sup>よすが</sup>縁ともなるであろう。本稿は、そんな思いを自分自身にも課しつつ、文献学的な装いのもとに、七仏通戒偈について知りえたことを公けにせんとするだけのものにすぎない。

ところで、上には気軽に七仏通戒偈というような使い方をしてしまったが、その「通戒」という意味は必ずしも確定しているわけではないので、まず、「通戒」の意味の検討とその意味の背景をなす過去七仏の伝承にも言及しておくべきかもしれないのであるが、実例を示すのが先だとの考えから、七仏通戒偈関連諸文献の比較をまずなした後で、通戒の意味や過去七仏の伝承の問題の検討に移ることにしよう。ただ、ここで、必要上、結論を先取りして、「通戒」の意味についていえば、これは、通常人口に膾炙しているような過去七仏に「共通した訓誡」という意味ではなく、過去七仏によって「要約的に列挙された訓誡 (uddiṣṭaḥ prātimokṣaḥ)」という意味だということである。従って、本稿では、七仏通戒偈が「諸悪莫作、衆善奉行、自浄其意、是諸仏教」という一偈のみを指すとの解釈は全く避けられてい

(6)

七仏通戒偈ノート (袴谷)

ることに注意せられたい。

## A 七仏通戒偈関連諸文献の比較

仏教教団の各部派によって伝承された戒経 (prātmokṣa-sūtra) の最末尾には、通戒 (uddiṣṭaḥ prātimokṣaḥ) 偈が一括して掲げられ、それらもしくはそれらの大部分が7群に分けられて過去七仏のそれぞれに配当されている。現存しかつ参照しうるこの種の文献は、大略、以下に示す9種である<sup>2)</sup>が、それら諸文献の比較をなす前に、その内容を、文献(a)の根本説一切有部のサンスクリット本戒経に基づく暫定的な和訳によって示しておいた方がよいだろと思う。諸文献間の比較のあまりにも無味乾燥となるのを予め防がんがためであるが、この和訳を利用すれば、敢えて和訳を与えることをしない他文献の読解にも資するところがあるであろう。なお、和訳の各段の直前に示されたローマ数字 I - VII はそれぞれ過去七仏を表わし、アラビア数字(1)-(18)は通して付られた偈番号を表わす<sup>3)</sup>。

I (1)<sup>4)</sup>忍耐 (kṣānti, 忍辱) と辛苦 (titikṣa) が最高の苦行 (tapas) であり最高の離脱<sup>5)</sup> (nirvāṇa, 涅槃) である、と仏たちは説く。というのも、他人を苦しめ他の人々を傷つける出家者 (pravrajita) は苦行実践者 (śramaṇa, 沙門) ではないからである。

II (2)<sup>6)</sup>眼もてる人は勇氣 (parākrama) があるので危険なところ (viṣama) を〔避けることができる〕ように<sup>7)</sup>、知者 (pañḍita) は生けるものの世界 (jīva-loka) においてもろもろの悪 (pāpa) を避けるべきである。

III (3)<sup>8)</sup>誹謗することなく傷害することなきこと、また訓誡 (prātimokṣa, 戒経, 波羅提木叉) に基づいて防御すること (saṃvara), また食事において量を知ること、また最果の地<sup>9)</sup>で寝たり臥したりすること、増上心<sup>10)</sup> (adhicitta) について実修すること (samāyoga), 以上が仏の教誡 (buddhānuśāsana)<sup>11)</sup>である。

IV (4)<sup>12)</sup>あたかも蜂が色や香を損なわずに花から味を取って飛び去るように、行者 (muni) は村において同様に行うべきである。

(5)<sup>13)</sup>他の人々の不適切なことではなく、他の人々の作したことや作さなかったことでもなく、ただ靈魂 (ātman, 我, 自己) の正 (sama) と不正 (viṣama) とを見るべきである。

V (6)<sup>14)</sup>行者 (muni) <sup>15)</sup>の行道 (mauni-pada) において実習するものは増上心に関

して放逸になすべきではない。寂靜となって常に念力を伴っている (smṛtimat) 救世者 (tāyin) に憂いはないのである。

(7)<sup>16</sup>布施するもの (dadat) には (punya) が増大する。自制するもの (saṃyamat) には敵意が育たない。善をもてるもの (kuśalin) は悪 (pāpaka) を捨てる。しかるに、煩惱 (kleśa) を滅尽することによって<sup>17</sup>離脱 (nirvṛti) がある。

VI(8)<sup>18</sup>全ての悪 (pāpa) をなさないこと (akaraṇa), 善 (kuśala) を完備する (upasampadā), 自分の心 (citta) を抑制すること (paridamana), 以上が仏の教誡 (buddhānuśāsana) である。

VII(9)<sup>19</sup>身 (kāya) による防御 (saṃvara) <sup>20</sup>は素晴らしい。また語 (vāc) による防御も素晴らしい。意 (manas) による防御も素晴らしい。全てにおいて防御は素晴らしい。全てにおいて防御された (saṃvṛta) 修行者 (bhikṣu, 比丘) は全ての苦 (duḥkha) より解脱する (pramucyate)。

(10)語<sup>21</sup>に従って護り (anurakṣin) 心によってよく防御されたもの (susamvṛta) は、また身によって不善 (akuśala) をなさないだろうし、この三業道 (tri-karma-patha) を清めたのち<sup>22</sup>, 聖仙 (ṛṣi) <sup>23</sup>によって知らしめられた道 (mārga) を得るであろう<sup>24</sup>。

(11)仏である、ヴィパシン (Vipaśyin) とシキン (Śikhin) とヴィシュヴァブー (Viśvabhū) とクラクツァンダ (Krakutsanda) とカナカムニ (Kanakamuni) とカーシャパ (Kāśyapa) とシャーカ出身の行者 (Śākyamuni) ガウタマ (Gautama) とは、神々中の神 (devātideva) にして、抑制されるべき人間 (nara-damya) にとっての最上の<sup>25</sup>導師 (sārathi) である。

(12)世間を救護する (loka-nātha) 最高の救世者 (tāyin) にして勇敢なる (vīra) <sup>26</sup> 仏たちである高名な (yaśasvin) 七人の訓誡 (prātimokṣa) が、以上に詳しく (vistar-ena) 列挙された (uddiṣṭa)。

(13)ここにおいて、およそだれであれ、仏たちおよび仏たちの弟子 (śrāvaka, 声聞) たちにして尊敬に値するもの (sagaurava) であれば、〔彼らは〕ここにおいて尊敬されるようになって、無為の領域 (adhvam asaṃskṛtam) に到達する。

(14)<sup>27</sup>着手するがよい。出立するがよい。仏の教誡 (buddha-śāsana) <sup>28</sup>に努めるがよい<sup>29</sup>。死神 (mr̥tyu) の軍隊を、あたかも象が葦の小屋に対するがごとくに、払拭せよ (dhunīta) <sup>30</sup>。

(15)というのも、およそだれであれ、この法律 (dharma-vinaya)<sup>31</sup>において放

(8)

七仏通戒偈ノート (袴谷)

逸にならずして行うものならば、生存の繰返し (saṃsāra, 輪廻) を捨てて、苦 (duḥkha) を終焉にもたらず<sup>32)</sup>であろうからである。

(16)互いに習慣 (śīla, 戒) を守らんがために、また教誡 (śāsana) を増大せんがために、この訓誡 (prātimokṣa) は列挙され (uddiṣṭa)<sup>33)</sup>、僧団 (saṃgha) によって節制の儀式 (poṣadha<sup>34)</sup>、布薩) が催された<sup>35)</sup>。

(17)そのために条項(sūtra)が列挙され、そのために節制の儀式が催された、その習慣 (śīla, 戒) を、ヤク (camara) が尾の毛先 (vālāgra)<sup>36)</sup>を〔愛づる〕がごとくに、護るがよい。

(18)およそなんであれ、訓誡の列挙(prātimokṣa-samuddeśa)によってもたらされた福 (puṇya) があれば、それによってこの世の人々が残されることなく (aśeṣa) 行者の第一人者 (maunīndra) の位 (pada) に至れますように。

訓誡完了 (prātimokṣaḥ samāptaḥ)。

[<sup>37)</sup>最善なる自在者の威光をもった栄光の神王<sup>38)</sup>(dpal lha btsan po)の教勅(bka' lung)により、聖根本説一切有部 ('Phags pa gZhi Thams cad yod par smra ba, Ārya-Mūla-Sarvāstivāda)の持律者なる論師ジナミトラ (Jinamitra)と大校閲翻訳僧チョクロ=ルイゲーツェン (Cog ro Klu'i rgyal mtshan)が確認し校閲し翻訳したもの。]

\*

\*

\*

さて、以下に、七仏通戒偈関連諸文献の比較を示すに当って、各種文献の所在やそれに関連する留意点を(a)–(i)の各段について記しておきたい。

(a)根本説一切有部 (Mūla-Sarvāstivāda) 所属戒経サンクスリット本当該箇所：“The Prātimokṣa-Sūtra” ed. by Anukul Chandra Banerjee, *The Indian Historical Quarterly*, vol. 29, No. 4 (1953), pp. 376–377 による。なお、七仏と各偈の配当は、いちいち明記されていないが、同じ部派の所属文献として、(c)中の義浄訳『根本説一切有部苾芻尼戒経』の配当に従って記載することにする。この配当に関し、同じ訳者である義浄の手になるものであるにもかかわらず、比丘戒経と、比丘尼戒経との間に大きな相違のあることについては、(c)中の関連記載を参照されたい。

(b)根本説一切有部所属戒経チベット訳当該箇所：P. ed., No. 1031, Che, 17b6–18b1 による。なお、『律分別 (Vinaya-vibhaṅga)』のチベット訳末尾、P. ed., No. 1032, Te, 252a8–254a3 も戒経のものと実質的に全く同じ。以下のチベット訳文提示において、両者に相違のある場合には、採用されなかった方の異った語はカッコ内に示した。

(c)根本説一切有部所属戒経義浄訳当該箇所：『根本説一切有部苾芻尼戒経』，大正蔵，24巻，517頁上一下による。この比丘尼戒経によったのは，七仏と各偈の配当が，比較的他部派所属のものとは一致するのと，この方が配当のバランスが取れていると感じられるのとの二点によるかなり便宜的なものであるが，これ以外の義浄訳『根本説一切有部戒経』，大正蔵，24巻，507頁中－508頁上，『根本説一切有部毘奈耶』，同上，23巻，904頁中－905頁上，『根本説一切有部苾芻尼毘奈耶』，同上，1019頁下－1020頁上によれば，七仏と各偈の配当は，I(1)，II(2)，III(3)，IV(4)，V(5)，VI(6)(7)，VII(8)(9)(10)となる。

(d)説一切有部 (Sarvāstivāda) 所属戒経サンスクリット本当該箇所：“Le Prātimokṣasūtra des Sarvāstivādins, Text Sanskrit” par M. Louis Finot, *Journal Asiatique*. Sér. XI, Tome II (1913), pp. 539–543 による。ただし，以下の原文記載に当っては，サンスクリットのローマ字表記を統一するため，若干の箇所を本稿で採用している表記に改めた場合のあることをお断りしておきたい。

(e)説一切有部所属戒経羅什訳当該箇所：『十誦比丘波羅提木叉戒本』，大正蔵，23巻，478頁中－479頁上による。また，『十誦比丘尼波羅提木叉戒本』，同，488頁上－中もほぼ同じ。なお，『十誦律』末尾に，同上と相応するものは示されていない。

(f)大衆部 (Mahāsāṃghika) 所属戒経仏陀跋陀羅・法顯訳当該箇所：『摩訶僧祇律大比丘戒本』，大正蔵，22巻，555頁中－556頁上による。なお，『摩訶僧祇律』末尾にも，同上と相応するものは示されていないが，同広律の中（同，446頁下－447頁上）には示されていて布薩と深い関係にあることが知られる。この点については，後半において触れることにするが，『大比丘尼戒本』と『摩訶僧祇律』中との七仏通戒偈そのものは，ともに，漢訳文としては，(e)のものとはほぼ同文である。

(g)大衆部系説出世部 (Lokottaravādin) 所属戒経サンスクリット本当該箇所：*Prātimokṣasūtram of the Lokottaravādimahāsāṃghika School* ed. by N. Tatia, Patna, 1976 (Tibetan Sanskrit Works Series, No. 16), pp. 36–38 による。これは，(f)と一応は同系統の部派所属の戒経であるにもかかわらず，当該箇所についての相違にはかなり大きいものがある。特に七仏と各偈の配当とが，いずれを主としても，他とほとんど異っているため，この(g)所属のものを(a)–(f)にわかりやすく対応させて示すことは不可能である。そのため，以下の対照においては，偈を中心に大体の対応関係を示すために，七仏の順序にはかなりの不揃いが生じているので，七仏の不一致にはその点を留意されたい。なお，偈を中心に対比させたにもかかわらず，IIに配した偈は，IIに示した他の文献の偈とほとんど対応するものがない。これは，対応する偈を然るべき箇所に配していった結果，IIの下に生じた余白を利用して，ここにどこにも対応しない偈を提示したためである。しかるに，どこにも対応しないこのIIの下の偈は，却って，*Dhammapada* や *Udānavarga* 中にその対応偈

(10) 七仏通戒偈ノート (袴谷)

を求めることができるが、これについては、その箇所を註す。因みに、上の要領で変えられた偈の順序を、もとのテキスト通りに正して示せば、1 = I, 2 = III, 3 = V, 4 = VI, 5 = IV, 6 = II, 7 = VIIとなる。

(h)法蔵部 (Dharmaguptaka) 所属戒經仏陀耶舎訳当該箇所：『四分律比丘戒本』, 大正蔵, 22巻, 1022頁中-1023頁上, および『四分律戒本』, 同, 1030頁上-下による。なお、『四分律』末尾に、同上と相応するものは示されていない。

(i)化地部 (Mahīśāsaka) 所属戒經仏陀什等訳当該箇所：『弥沙塞五分戒本』, 大正蔵, 22巻, 199頁下-200頁中による。なお、『五分律』末尾には、同上と相応するものは示されていない。また、偈は、全体にわたり基本的に(f)と同じゆえに、煩雑を避けて、以下の対照表中では略す。

I (1)

(a) kṣāntiḥ paramaṃ tapas titikṣā nirvāṇaṃ paramaṃ vadanti buddhāḥ/  
na hi pravrajitaḥ parôpatāpī śramaṇo bhavati parān viheṭṭhayānaḥ//1//

(b) bzod pa dka' thub dam pa bzod pa yi//  
mya ngan 'das pa mchog ces sangs rgyas gsung//  
rab tu byung ba gzhan la gnod pa dang//  
gzhan la 'tshe ba dge sbyong ma yin no//

(c) 忍是勤中上 能得涅槃处 出家恼他人 不名为沙門  
此是毘鉢尸如来应正等觉, 說是戒經。

(d)1. Vipāśyī nāma bhagavāṃ sarva-grantha-pramo[kṣakaḥ?].....  
2. kṣāntiḥ paramaṃ tapas titikṣā nirvāṇaṃ paramaṃ vadanti buddhāḥ(/)  
[na]hi pravra[jitaḥ parôpaghātī śra]maṇo [bhavati pa]raṃ viheṭṭhayan//

(e)毘婆尸仏如来無所著等正觉, 為六百二十万比丘前後困遶, 說是戒經。

忍辱第一道 涅槃仏称最 出家恼他人 不名为沙門

(f)仏言。毘婆尸仏如来应供正遍知, 為寂靜僧, 略說波羅提木叉。

偈は(e)と同じ。

(g) kṣāntiḥ paramaṃ tapo titikṣā nirvāṇaṃ paramaṃ vadanti buddhāḥ/  
na hi pravrajitaḥ parôpatāpī śravaṇo<sup>39)</sup> bhoti parān viheṭṭhayānaḥ//  
idaṃ tasya bhagavato Vipāśyīsyā tathāgatasyârḥataḥ samyaksambudd-  
hasya acirâbhisambuddhasya nirarbude bhikṣu-saṃghe samksiptena  
prātimokṣaṃ subhāṣitaṃ/ (これは、かの世尊なるヴィパシン如来应供正等覚者

が、速やかに現等覚して、瑕疵なき僧団において、要約して見事に説かれた訓誡である<sup>40)</sup>。)

(h) 偈は(e)と同じ。

此是毘婆尸如来無所著等正覚，説是戒經。

II(2)

(a) cakṣmān viṣamānīva vidyamāne parākrame/  
paṇḍito jīva-lokesmin pāpāni parivarjayet//2//

(b) mig ldan 'gro ba yod pa yis//nyam nga ba dag ji bzhin du//

mkhas pas(pa) 'tsho ba'i 'jig rten 'dir//sdig pa dag ni yongs su spong//

(c) 明眼避險途 能至安隱處 智者於生界 能遠離諸惡

此是尸棄如来應正等覚，説是戒經。

(d)3. . . . . [Śikhī ma]hāmuniḥ/dharma-cakram pravarttayitvā prātimokṣam adeśayat//

4.cakṣuṣmān viṣamānī[va vidyamāne parākrame]/

paṇḍito jīvalokesmin pāpāni [parivarjayet] //

(e)尸棄仏如来無所著等正覚，為八十万比丘前後圍遶，説是戒經。

譬如明眼人 能避險惡道 世有聰明人 能遠離諸惡

(f)尸棄仏如来應供正遍知，為寂靜僧，略説波羅提木叉。

偈は(e)と同じ。

(g)上記凡例で注意したごとく，以下に示す偈は，七仏通戒偈を掲げる他文献中には対応するものがないが，*Dhammapada*，*Dharmapada* や *Udānavarga*，更には *Mahāvastu* 中に，対応箇所もしくは一部対応する箇所を見出すことができる。

nāsti dhyānam aprajñasya prajñā nāsti adhyāyato/  
yasya dhyānaṃ ca prajñā ca sa vai nirvāṇasya antike//

tatrāyam ādi bhavati iha prajñasya bhikṣuṇo/  
indriyai guptiḥ saṃtuṣṭiḥ prātimokṣe ca saṃvaro<sup>41)</sup>//

mitraṃ bhajeta kalyāṇaṃ śuddhājīvam atandritaṃ/  
pratisaṃstaravatī ca ācāra-kuśalo siyā//

tato prāmodya-bahulo bhikṣu nirvāṇasyāiva antike<sup>42)</sup>//

(知性なきものに禪定はない。禪定なきものに知性はない。その人に禪定と知性

とがともにそなわっていれば，その人はまこと離脱の近くにいるのだ。そこで，

とがともにそなわって

とがともにそなわって

(12)

七仏通戒偈ノート (袴谷)

これが、この世における知性ある比丘の初物である。感官によって守り、満足し、また訓誡に基づいて防御するものは、善友と疲れを知らぬ清らかな生活とを享受するだろうし、個々に分ち与える友情をもったもの<sup>43)</sup>となりまた行に通暁したのものとなるだろう。それにより喜びを充たされた比丘はまこと離脱の近くにいるのだ。

idaṃ tasya bhagavataḥ Kāśyapasya tathāgatasyârḥataḥ samyak-saṃbuddhasya acirâbhisambuddhasya nirarbude bhikṣu-saṃghe saṃkṣiptena prâtimokṣaṃ subhâṣitaṃ/

(h) 偈は(e)と同じ。

此是尸棄如来無所著等正覺，說是戒經。

III(3)

(a) anupavādo 'nupaghātaḥ prâtimokṣe ca saṃvaraḥ/  
mātra-jñatā ca bhaktesmin prāntaṃ ca śayanâsanam  
adhicitte samāyoga etad buddhānuśāsanam//3//

(b) skur pa(bar) mi gdab gnod mi bya//so sor thar pa'ang bsdam par bya//  
zas kyi tshod kyang rig par bya//bas mtha'i gnas su gnas par bya//  
lhag pa'i sems la yang dag sbyor//'di ni sangs rgyas bstan pa yin//

(c) 不毀亦不害 善護於戒經 飲食知止足 受用下臥具  
勤修増上定 此是諸仏教

此是毘舍浮如来応正等覺，說是戒經。

(d)5. [Viśvabhūr] (bhagavāṃ) buddho viśva-bhūta-hito jinaḥ/asamosama-samo nāthaḥ pratimokṣam adeśa[yat]//

6. [anupavādonupaghātaḥ prâtimokṣe ca saṃvaraḥ/  
mātra-jñatā ca bhakteṣu prāntaṃ ca śayanâsanam/  
adhicitte ca āyoga etad buddhasya śāsanam]//

(e)毘鉢施仏如来無所著等正覺，為十万比丘前後困遶，說是戒經。

不惱不說過 如戒所説行 飯食知節量 常樂在閑処  
心淨樂精進 是名諸仏教

(f)毘葉婆仏如来応供正遍知，為寂靜僧，略説波羅提木叉。

偈は(e)と同じ。

(g) anopavādi aparopaghātī prâtimokṣe ca saṃvaro/

mātra-jñatā ca bhaktasmim prāntaṃ ca śayanāsanam/

adhicitte cāyogo etaṃ buddhānuśāsanam//

idaṃ tasya bhagavato Śikhisya<sup>44)</sup> tathāgatasyārhataḥ samyaksambuddhasya acirābhisambuddhasya nirarbude bhikṣu-saṃghe saṃkṣiptena prātimokṣaṃ subhāṣitaṃ//

- (h) 不謗亦不嫉 当奉行於戒 飲食知止足 常樂在空閑  
心定樂精進 是名諸仏教

此是毘葉羅如来無所著等正覺，說是戒經。

IV(4)(5)

- (a) yathāhi bhramaraḥ puṣpād varṇa-gandhāv aloṭhayan/  
drayate rasam ādāya evaṃ grāme muniś caret//4//  
na pareṣāṃ vilomāni na pareṣāṃ kṛtākṛtam/  
ātmanas tu samīkṣeta samāni viṣamāni ca//5//

- (b) ji ltar bung ba me tog las//kha dog dri la mi gnod par//  
khu ba bzhibs nas 'phur bar ltar//de bzhin thub pa grong du rgyu//  
bdag gis rigs dang mi rigs la//brtag par bya ste gzhan rnam kyi//  
mi mthun pa dang gzhan dag gis(gi)//byas dang ma byas rnam la min//

- (c) 譬如蜂採花 不壞色与香 但取其味去 苾芻入聚然(落か)  
不違逆他人 不觀作不作 但自觀身行 若正若不正  
此是俱留孫如来応正等覺，說是戒經。

- (d)7. . . . (Krakucchando) jñānava . . .

8. {yathāpi bhramaraḥ} puṣpād varṇa-gandhāv aheṭhayan/  
paraiti rasam ādāya tathā grāmaṃ muniś caret//

9. na pare{ṣāṃ vilomāni na pareṣāṃ} kṛtā{kṛtam/  
ātmanas tu samīkṣeta samāni viṣamāni ca}//

- (e)拘留孫仏如来無所著等正覺，為四万比丘前後圍遶，說是戒經。

譬如蜂採花 不壞色与香 但取其味去 比丘入聚落  
不破壞他事 不觀作不作 但自觀自行 諦視善不善

- (f)拘留孫仏如来応供正遍知，為寂靜僧，略說波羅提木叉。

偈は(e)とほぼ同じ。「採花」が「採華」とある違いのみ。

- (g) yathā hi bhramaro puṇyaṃ<sup>45)</sup> varṇa-gandham aheṭhayaṃ/

(14)

七仏通戒偈ノ一ト (袴谷)

paraiti rasam ādāya evaṃ grāme muniś caret//  
na pareṣāṃ vilomāni na pareṣāṃ kṛtākṛtaṃ/  
ātmano tu samīkṣeta kṛtāny akṛtāni ca//

idaṃ tasya bhagavato Konākamunisya tathāgatasyârhataḥ samyaksam-  
buddhasya acirâbhisambuddhasya nirarbude bhikṣu-saṃghe saṃkṣiptena  
prātimokṣaṃ subhāṣitaṃ/

(h) 譬如蜂採華 不壞色与香 但取其味去 比丘入聚落  
不違戾他事 不觀作不作 但自觀身行 若正若不正  
此是拘樓孫如来無所著等正覺, 說是戒經。

V(6X7)

(a) adhicitasi mā prāmodyato munino mauni-padeṣu śikṣitāḥ/  
śokā na bhavanti tāyinaḥ upaśāntasya sadā smṛtimataḥ//6//  
dadataḥ puṇyaṃ pravardhate vairam saṃyamato na cīyate/  
kuśalī prajahāti pāpakaṃ kleśānāṃ kṣayitas tu nirvṛtiḥ//7//

(b) lhag pa'i sems la bag bya(byas) ste(te)//thub pa'i thub gzhi rnam la  
bslab//  
nyer zhi rtag tu dran ldan pa'i//skyob pa mya nyan med pa yin//  
sbyin pas bsod nams rab tu 'phel//legs bsdams dgra sogs mi 'gyur  
(byung) ro (ngo)//  
dge dang ldan pas sdig pa spong//nyon mongs zad pas mya ngan 'da'//

(c) 勿著於定心 勤修寂靜處 能救者無憂 常令念不失  
若人能惠施 福增怨自息 修善除衆惡 惑尽至涅槃  
此是羯諾迦牟尼如来應正等覺, 說是戒經

(d)10.avabhāsādīśaḥ sarva-naiṣkramya-puruṣōttamaḥ/śrī-Kanakamunir  
buddhaḥ śaṃ.....//

[a]dhice[tasi mā pramadyataḥ pratataṃ mauna-padeṣu śikṣitāḥ/  
śokā na bhavanti tāyino hy apaśāntasya sadā smṛtātmanaḥ//

(e)拘那含仏如来無所著等正覺, 為三万比丘前後困遶, 說是戒經。

欲得好心莫放逸 聖人善法当勲学 若有知寂一心人 乃能無復憂愁患

(f)拘那含牟尼仏如来應供正遍知, 為寂靜僧, 略說波羅提木叉。

(g) adhicitasi mā pramādyato munino mauna-padeṣu śikṣataḥ/

śokā na bhavanti tāyino upaśāntasya sadā smṛtimataḥ//  
 idaṃ tasya bhagavato Viśvabhuvasya tathāgatasyârḥataḥ samyak-saṃ-  
 buddhasya acirâbhisambuddhasya nirarbude bhikṣu-saṃghe saṃkṣiptena  
 prātimokṣaṃ subhāṣitaṃ/

- (h) 心莫作放逸 聖法当勤学 如是無憂愁 心定入涅槃  
 此是拘那含牟尼如来無所著等正覺，說是戒經。

## VI(8)

- (a) sarva-pāpasyâkaraṇaṃ kuśalasyôpasampadā/  
 sva-citta-paridamanam etad buddhânuśāsanam//8//  
 (b) sdig pa thams cad mi bya ste//dge ba phun sum tshogs par bya(spyad)//  
 rang gi sems ni yongs su 'dul(gdul)//'di ni sangs rgyas bstan pa yin//  
 (c) 一切惡莫作 一切善應修 遍調於自心 是則諸仏教  
 此是迦提波如来應正等覺，說是戒經。

(d)12. sarva-saṃpatti-saṃpannaḥ sarva...samudgataḥ/Kāśyapo...

13. [sarva-pāpasyâkaraṇaṃ] kuśalasyôpasampadaḥ/  
 sucitta-paryavadānam etad buddasya śāsanam//

- (e)迦葉仏如来無所著等正覺，為二万比丘前後困遶，說是戒經。

一切惡莫作 当具足善法 自淨其志意 是名諸仏教

- (f)迦葉仏如来應供正遍知，為寂靜僧，略說波羅提木叉。

偈は(e)とほぼ同じ。「是名」が「是則」とある違いのみ。

- (g) sarva-pāpasyâkaraṇaṃ kuśalasyôpasampadā/  
 sva-citta-paryodapanam etam buddhânuśāsanam//  
 idaṃ tasya bhagavato Krakucchandasya tathāgatasyârḥataḥ samyak-  
 saṃbuddhasya acirâbhisambuddhasya nirarbude bhikṣu-saṃghe saṃkṣiptena  
 prātimokṣaṃ subhāṣitaṃ//

- (h) 一切惡莫作 当奉行諸善 自淨其志意 是則諸仏教  
 此是迦葉如来無所著等正覺，說是戒經。

## VII(9)(10)

- (a) kāyena saṃvaraḥ sādhuḥ sādhuḥ vācā ca saṃvaraḥ/  
 manasā saṃvaraḥ sādhuḥ sādhuḥ sarvatra saṃvaraḥ/  
 sarvatra saṃvr̥to bhikṣuḥ sarva-duḥkhāt pramucyate//9//

(16)

七仏通戒偈ノ一ト (袴谷)

vācānurakṣī manasā susaṃvṛtaḥ kāyena cāivākuśalaṃ na kuryāt/  
etat-tri-karma-pathān viśodhya nārāgayen mārgam ṛṣi-praveditam//  
10//

(b) lus kyi sdom pa legs pa ste//ngag gi sdom pa'ang legs pa yin//  
yid kyi sdom pa'ang(pa) legs pa ste//thams cad du ni sdom pa legs//  
kun du(tu) bsdams pa'i dge slong ni(na)//sdug bsngal kun las rab tu  
grol('grol)//

ngag rnambs bsrung zhing yid kyis rab bsdams te//  
lus kyis mi dge ba dag mi byed cing//  
las lam gsum po 'di dag rab sbyang na//  
drang srong gsungs pa'i lam ni thob par 'gyur//

(c) 護身為善哉 能護語亦善 護意為善哉 尽護最為善  
苾芻護一切 能解脫衆苦 善護於口言 亦善護於意  
身不作諸惡 常淨三種業 是則能隨順 大仙所行道

此是釈迦如来応正等覚，說是戒經。

(d)14. Śākyasiṃho...

15. kā{yena saṃvaraḥ sādhuḥ sādhuḥ vācā ca saṃvaraḥ/  
manasā saṃvaraḥ sādhuḥ sādhuḥ sarvatra saṃvaraḥ/  
sarvatra saṃvṛto bhikṣuḥ sarva-duḥkhāt pramucyate}//

16. {vācānurakṣī manasā susaṃvṛtaḥ kāyena cāivākuśalaṃ na kuryāt/  
etaṃ śubhaṃ karma-pathaṃ viśodhayann ārādhayen mārgam ṛṣi-  
praveditam}//

17. {<sup>46</sup>ākruṣṭena na pratyākroṣṭavyaṃ roṣitena na pratiroṣitavyam/  
bhaṇḍitena na pratibhaṇḍitavyaṃ tāḍitena na pratitāḍitavyam}//

(17. 罵られても罵りかえすべきではない。怒られても怒りかえすべきではない。  
嘲けられても嘲けりかえすべきではない。打たれても打ちかえすべきではない。)

(e)我釈迦牟尼仏如来無所著等正覚，為千二百五十未曾有僧前後困遶，說是戒經。

護身為善哉 能護口亦善 護意為善哉 護一切亦善  
比丘護一切 便得離衆惡 比丘守口意 身不犯衆惡  
是三業道淨 得聖所得道

若人搗罵不還報 於嫌恨人心不恨 於瞋人中心常淨 見人為惡自不作

(f) 釈迦牟尼仏如来応供正遍知、為寂靜僧、略説波羅提木叉。

偈は(e)と同じ。

(g) cakṣuṣā saṃvaraḥ sādhuḥ sādhuḥ śrotreṇa saṃvaraḥ/  
ghrāṇena saṃvaraḥ sādhuḥ sādhuḥ jihvāya saṃvaraḥ//  
kāyena saṃvaraḥ sādhuḥ manasā sādhu saṃvaraḥ/  
sarvatra saṃvṛto bhikṣuḥ sarva-duḥkhāt pramucyate<sup>47)</sup>//

(眼による防御は素晴らしい。耳による防御も素晴らしい。鼻による防御も素晴らしい。舌による防御も素晴らしい。身による防御も素晴らしい。意による防御も素晴らしい。全てにおいて防御された修行者は全ての苦より解脱する。)

idaṃ tasya bhagavataḥ Śākyamuneḥ śākyādhirājasya tathāgatasyārhatāḥ  
samyak-saṃbuddhasya acirābhisambuddhasya nirarbude bhikṣu-saṃghe  
saṃkṣiptena prātimokṣaṃ subhāṣitaṃ/

(h) 善護於口言 自淨其志意 身莫作諸惡 此三業道淨  
能得如是行 是大仙人道

此是釈迦牟尼如来無所著等正覺、於十二年中、為無事僧、說是戒經。

(11)

(a) buddho Vipaśyī ca Śikhī ca Viśvabhū Krakutsandaḥ Kanakamuniś ca  
Kāśyapaḥ/  
anantaraḥ Śākyamuniś ca Gautamo devâtidevo nara-damya-sārathiḥ//  
11//

(b) sangs rgyas rNam gzigs gTzug tor Thams cad skyob//  
'Khor ba 'jig dang gSer thub 'Od srung dang//  
Shākya thub pa Gau ta ma<sup>48)</sup> lha yi lha//  
mi 'dul kha lo sgyur ba bla na med//

(c) 毘鉢尸式棄 毘舍俱留孫 羯諾迦牟尼 迦提釈迦尊  
如是天中天 無上調御者 七仏皆雄猛 能救護世間

(d)なし。

(e) 七仏為世尊 能救護世間

(f) 偈は(e)と同じ。

(g) etāni prātimokṣāṇi saṃbuddhānāṃ śīrīmatām/  
kīrtitāny aprameyāṇi····ṣṭīma····ṇās ca//

(18)

七仏通戒偈ノート（袴谷）

kṣānti-vādī ca bhagavān Vipasyī anopavadyaṃ ca Śikhī prakāśayati/  
adhicittaṃ ca Viśvabhūḥ akaraṇaṃ ca pāpānāṃ Krakucchandaḥ/  
caryāṃ ca Konākamuniḥ dhyānāni ca Kāśyapo prakāśayati/  
saṃvaram Śākyamuniḥ//

（以上の麗しき正覚者たちの訓誡は無量の所説にして（中途不明）である。そして、世尊ヴィパシンは忍耐〔の偈〕の説示者であり、またシキンは誹謗せざること〔の偈〕を明示し、またヴィシュヴァブーは増上心〔の偈〕を、またクラクチャンドは諸悪をなさないこと〔の偈〕を、またコーナーカムニは花<sup>49)</sup>〔の偈〕を、またカーシャパは禪定〔の偈〕を、またシャーキャムニは防御〔の偈〕を明示した。）

(h)対応箇所特になし。

(12)(13)

- (a) saptānāṃ buddha-dhīrānāṃ loka-nāthāgra-tāyinām/  
uddiṣṭaḥ prātimokṣo 'yaṃ vistarena yaśasvinām//12//  
asmin sagauravā buddhā buddhānāṃ śrāvakāś ca ye/  
asmin sagauravā bhūtvā prāptam adhvam asaṃskṛtam//13//
- (b) 'jig rten mgon po skyob pa mhog//sangś rgyas dpa' bo bdun po dag//  
grags ldan rnamś kyis(kyi) so sor thar//'di ni rab tu rgyas par bstan  
(gton)//  
'di la sangś rgyas rnamś dang gang//sangś rgyas nyan thos rnamś kyang  
gus//  
'di la gus dang bcas gyur pas//'dus ma byas pa thob par gyis//
- (c) 具足大名称 咸説此戒經 諸仏及弟子 咸共尊敬戒  
恭敬戒經故 獲得無上果
- (d) なし。
- (e) 所可説戒經 我已広説竟 諸仏及弟子 恭敬是戒經  
恭敬戒經已 各各相恭敬 慚愧得具足 能得無為道
- (f) (e)と同じ。
- (g) ete sapta daśa-balā mahā-prajñā amitapuddhī saptānāṃ samyak-  
saṃbuddhānāṃ abhinnān···· lokākhyādhipatīnāṃ dharmākhyānāni  
uktāni/（以上の七人は十力を有し偉大な知性を有し無量の智慧を有している。）

法と名づけられしものが、世と名づけられるもののうちの主要なものたちである  
七人の正等覚者たちによって、無区別のゆえに<sup>50)</sup>……説かれた。) )

(h) 従是已後広分別説。諸比丘、自為樂法樂。沙門者、有慚有愧樂学戒者、当於中学。

明人能護戒	能得三種樂	名譽及利益	死得生天上
当觀如是処	有智勤護戒	戒淨有智慧	便得第一道
如過去諸仏	及以未來者	現在諸世尊	能勝一切憂
皆共尊敬戒	此是諸仏法	若有自為身	欲求於仏道
当尊重正法	此是諸仏教	七仏為世尊	滅除諸結使
説是七戒經	諸縛得解脫	已入於涅槃	諸戲永滅尽
尊行大仙説	聖賢称譽戒	弟子之所行	入寂滅涅槃

(14)(15)

(a) ārabhadhvaṃ niṣkrāmata yuktayādhvaṃ buddha-śāsane/  
dhunīta mr̥tyunaḥ sainyaṃ naḍāgāram iva kuñjaraḥ//14//  
yo hy asmin dharma-vinaye apramattaś carīṣyati/  
prahāya jāti-samsāraṃ duḥkhasyāntaṃ kariṣyati//15//

(b) brtsam par bya(byas) zhing 'byung bar bya//sangs rgyas bstan (pa) la  
'jug par bya//  
'dam bu'i khyim la glang chen bzhin//'chi bdag sde ni gzhom par bya//  
gang zhig rab tu bag yod par//chos 'dul 'di la spyod gyur('gyur) pa(ba)//  
skye ba'i 'khor ba rab spangs nas//sdug bsngal tha mar byed par 'gyur//

(c) 汝当求出離 於仏教勤修 降伏生死軍 如象摧草舎  
於此法律中 常為不放逸 能竭煩惱海 当尽苦辺際

(c) なし。

(e) なし。

(f) なし。

(g) なし。

(h) 世尊涅槃時 興起於大悲 集諸比丘衆 与如是教誡  
莫謂我涅槃 淨行者無護 我今説戒經 亦善説毘尼  
我雖般涅槃 当視如世尊 此經久住世 仏法得熾盛  
以是熾盛故 得入於涅槃 若不持此戒 如所応布薩

(16)(17)

(20)

七仏通戒偈ノ一ト (袴谷)

- (a) anyonyam śīla-gupty-arthaṃ śāsanasya ca vṛddhaye/  
uddiṣṭaḥ prātimokṣo 'yaṃ kṛta saṃghena poṣadhaḥ//16//  
yasyârthe sūtram uddiṣṭaṃ yasyârthe poṣadhaḥ kṛtaḥ/  
tac chīlam anurakṣadhvaṃ bālâgram camaro yathâ//17//
- (b) phan tshun tshul khirms bsrung ba dang//bstan pa 'phel bar bya ba'i  
phyir//  
so sor thar pa 'di bton pas//dge 'dun gyis ni gso sbyong byas//  
gang gi phyir ni mdo gton dang//gang phyir gso sbyong byas gyur pa//  
tshul khirms de ni bsrung bya ste//gyag rnga'i rtse mo ji bzhin no//
- (c) 所為説戒經 和合作長淨 当共尊敬戒 如犛牛愛尾
- (d) なし。
- (e) 諸大徳、已説波羅提木叉竟、僧一心得布薩<sup>51)</sup>。
- (f) 已説波羅提木叉經竟、僧一心得布薩。
- (g) uddiṣṭaṃ prātimokṣa-sūtraṃ/ kṛtaṃ saṃghena poṣadham<sup>52)</sup>/ āryāḥ  
śikṣāṃ ciraṃ pālayantu/śāsanam…samtu samsthātu/ (訓誡の条項が列挙  
され、僧団によって節制の儀式が催された。聖人たちは学則を永く守るべし。教誡は  
…充たされて存続すべし。)
- (h) 喩如日沒時 世界皆闇冥 当護持是戒 如犛牛愛尾  
和合一処坐 如仏之所説 我已説戒經 衆僧布薩竟

(18)

- (a) prātimokṣa-samuddeśād yat puṇyaṃ samupārjitaṃ/  
aśeṣas tena loko 'yaṃ maunīndraṃ padam āpnuyāt//18//  
//prātimokṣaḥ samāptaḥ//
- (b) so sor thar pa bton pa yi//bsod nams grub pa gang yod pa//  
des ni 'jig rten ma lus pa//thub dbang go 'phang thob par shog//  
so sor thar pa'i mdo rdzogs sto//  
dbang phyug dam pa'i mnga' bdag dpal lha btsan po'i bka' lung gis 'Phags  
pa gZhi Thams cad yod par smra ba'i 'dul ba 'dzin pa / slob dpon 'Dzi na mi  
tra dang / zhu chen gyi lo tsa ba ban de Cog ro klu'i rgyal mtshan gyis  
bsgyur cing zhu te gtan la phab pa//
- (c) 我已説戒經 衆僧長淨竟 福利諸有情 皆共成仏道

根本説一切有部苾芻尼戒經

(d) なし。

(e) 十誦比丘波羅提木叉戒本

(f) 摩訶僧祇戒

持戒淨身口	攝心正憶念	多聞生實智	斯由戒為本
戒為妙寶藏	亦為七財寶	戒為大船師	能渡生死海
戒為清涼池	澡浴諸煩惱	戒為無畏術	消伏邪毒害
戒為究竟伴	能過嶮惡道	戒為甘露門	衆聖之所由
持戒心不動	專精不放逸	不毀正戒相	亦無邪命心
是名清淨戒	諸仏之所讚	是故歡喜持	清淨之戒身 <sup>53)</sup>

摩訶僧祇律大比丘戒本

(g) samāptam prātimokṣa-sūtram Ārya-Mahāsāṃghikānām Lokottaravādinām madhya-deśikānām<sup>54)</sup> pāṭha iti// (訓誡の条項完了。〔インド〕中部地方の聖大衆部系説出世部の読誦。)

(h) 我今説戒經 所説諸功德 施一切衆生 皆共成仏道  
四分比丘戒本

## B 通戒の意味と過去七仏の伝承

以上で、七仏通戒偈関連の諸文献を比較対照しながら提示したが、その中の文献(a)の根本説一切有部のサンスクリット戒本の通戒偈には和訳を与え比較的詳しい註記も施したので、それらが一体どのようなことを意図した内容のものであるかもほぼ示しえたのではないかと思う。ただ、その際を中心概念ともなるべき「通戒」そのものの意味については、明確に規定しないまま用いてきたので、ここでは、まず、その意味の検討に入ろう。

私の知る限り、この「通戒」の意味を論文の形で始めて問題にしたのは岩松浅夫氏である。そこで、私も、この岩松氏の論文を中心に、私なりの見解を加えることにしたいが、その論文冒頭で岩松氏は以下のように述べている<sup>55)</sup>。

「七仏通戒偈」といえば、通常思い出されるのは、寺院などでよく見かける「諸悪莫作」云々という四句の偈頌であろう。実際、この偈は通例その名で呼ばれているものであって、そこに何ら疑義があるというわけではない。しかし、辞典(仏教辞典)を見ると、「七仏通戒偈」という言葉の意味するところは、単にこの偈だけを

指すに留まらないようである。そこでこの小論では、織田・望月両氏の『仏教大辞典』の記述をもとに——というのは、筆者は寡聞にしてこの「七仏通戒偈」についての研究のあることを知らないからなのだが、もしあったとすれば、不明を恥じ、お詫びしなければなるまい——この語の意味するところの相違・問題点について触れ、次いでそれらの懸隔の橋渡しをすべきものの有無について、若干の考察を試みようとする（両『仏教辞典』は、以後『織田』『望月』と略称することにする〔この略称は本稿においても踏襲する——袴谷註〕）。

このような問題意識から、岩松氏は、『望月』を始めとする多くの辞典<sup>56)</sup>に一般的に採用されている「七仏通戒偈」の意味、即ち「(七仏に共) 通の戒の偈頌」という意味に簡単に触れた後、これとは全く異なった解釈を取る『織田』の説明<sup>57)</sup>にまず最初の大きな注意を払っている。この『織田』の解釈の特徴は、『増一阿含経』中の七仏のそれぞれの禁戒をその説示の状況と共に語る一経<sup>58)</sup>を中心的な典拠として比較的詳細に触れ、「通戒」とは「略戒」であるとの解釈だけを採用し、他の解釈は取らないという点にある。その特徴を岩松氏は適確に指摘しているので、以下に同氏の説明<sup>59)</sup>をそのまま拝借させてもらうことにする。

『織田』は「通戒」を、波羅提木叉の内容を要約したもの、すなわち「略戒（略説戒）」と解したのである。要約の仕方は仏によって異なるから、仏ごとにそれぞれの「通戒（＝略戒）」が存することになる。したがって、この解釈では、七仏の唱えたとされる偈の中からある特定のの一つを選んで、それを「七仏通戒偈」と称することはないことになる。

私は、「通戒」の意味については、この『織田』の解釈だけが正しいと思うので、このほかに「通戒」を「(七仏に共) 通の戒」と解す『望月』に代表されるような解釈をも許容した上で、「略戒」から「通戒」へというふうに両者の懸隔の橋渡しを模索する岩松氏には必ずしも同調しているわけではないが、『織田』の解釈に対する如上の指摘は極めて適切なものなのである。そこで、私とすれば、私がなぜこの『織田』の解釈だけが正しいと判断するのかを述べればよいと思う。

さて、一般には「七仏通戒偈」という呼称の方が流布してしまったようであるが、この呼称の根拠として辞典等が示す確実な文献は、私の知る限りただの一種である。それが、智顛説・灌頂述『妙法蓮華経玄義』の引用に因むものなのだが、以下にその箇所を示すに当たって、考察の必要上、それに先立つ二典籍に言及した箇所まで含めて紹介しておこう。

中論偈云。因縁所生法，我説即是空，亦名為假名，亦名中道義。（中略）又涅槃偈

云。諸行無常，是生滅法，生滅滅已，寂滅為樂。（中略）又七仏通戒偈云。諸惡莫作，衆善奉行，自淨其意，是諸仏教<sup>60</sup>。

この箇所での、「七仏通戒偈」に先立つ二典籍の言及の仕方についていえば、「中論偈」と言っているのは、『中論』「観四諦品」第18偈<sup>61</sup>を指し、「涅槃偈」と言っているのは、『大般涅槃経』「聖行品」末尾の偈<sup>62</sup>を指していることは明白であって、所引のそれぞれの一偈を順次に「中論偈」もしくは「涅槃偈」と名づけているわけでは全くない<sup>63</sup>。あくまでも、『中論』中の一偈であり『大般涅槃経』中の一偈でしかないのであるが、それと全く同様に、「諸惡莫作」の偈も、この偈だけを「七仏通戒偈」と名づけているわけではなく、波羅提木叉(pātimokkha, prātimokṣa)の通常の条項列挙の後最末尾に付加されるようになった七仏の要約偈の箇所が「七仏通戒偈」と呼ばれるようになったものの中の1偈を『妙法蓮華経玄義』は論究の必要上取り上げただけのことではないかと考えられるのである。従って、「通戒」とは「略戒(略説戒)」とする『織田』の解釈だけが正しく、「諸惡莫作」の偈のみを「(七仏に共) 通の戒」という意味で「七仏通戒偈」と呼ぶのは『妙法蓮華経玄義』のこの箇所に対する完全な誤読に由来する解釈ではないかと私は判断せざるをえない。それに、これが「(七仏に共) 通の戒」という意味で命名したかったのであれば、「通七仏戒偈」などと名づけた方が正確だったのではあるまいか。しかし、「七仏通戒偈」とある以上は、「七仏通の戒偈」とは読めず、「七仏の通戒偈」と読むほかはないであろう。そうであるならば、この「通戒」の「通」とは形容詞として「戒」を修飾しているのであるから、「通」は general(一般的な)や common(通常の) という意味<sup>64</sup>であって、『織田』のいう「略(略説)」にも適う意味なのである。

しかも、もし「通」がこのような意味であるならば、以下に論及せんとするような手続を経て、「通」相当のインド側の言葉が uddeśa や uddiṣṭa であると想定される場合には、「通」はそのようなインド的概念にもよく適っていることになると言えるであろうと思われる。uddeśa/uddiṣṭa は古典期の仏典などでは nirdeśa/nirdiṣṭa と明瞭に対峙されて用いられる術語で、前者が要約的な一般的指示を意味するのに対して後者は網羅的な個別的説明を意味するが、「通別」などといわれる場合の漢字の「通」は前者によく合致しているからである。なお、実際の漢訳例をここに示しておけば、nirdeśa が「釈」「広」「釈説」「別釈」「釈義」と漢訳されているのに対して、uddeśa は、それぞれ順次に、「標」「略」「直説」「総挙」「挙名」

と漢訳されている例<sup>65)</sup>が知られる。また、サンスクリット語の *nirdeśa* と *uddeśa* とのそれぞれに対応するパーリ語は順次に *niddesa* と *uddesa*<sup>66)</sup>とであるが、この両語にもサンスクリットの仏典におけると同じような明確な対峙が常にあったかどうか私には分からないが、大まかにはそのような区別はやはりあったであろうし、特に *uddesa* は *pātimokkha* と結合して、*pātimokkhuddesa* となったり、*pātimokkham uddisati*<sup>67)</sup>となれば、*pātimokkha*（訓誡、波羅提木叉）の「読誦」を意味することになるのである。これも、*pātimokkhuddesa* が、ある思想的な個別的な問題を突込んで議論してそれを説明するような事態をさすのではなく、教団の行事としての節制の儀式(*uposatha*, *poṣadha*, 布薩)における規則条項(*pātimokkha, sutta*)の列挙(*uddesa*)をさしていた<sup>68)</sup>ために、「列挙」の実情が「読誦」の形態を取っていたことを *uddesa* とも言うようになったと考えることができるであろう。しかも、*uposatha* と *pātimokkhuddesa* とは仏教教団のかなり早い時期から深い関係にある一方で、*uposatha* とは元来が仏教教団独自のものではなく、それ以前のインド的宗教教団の習慣の反映であることは、ここで特に注意しておく必要がある。*uposatha* が仏教外由来のものであることについては、パーリ *Mahāvagga* の *uposathakkhandaka* を始めとする諸種の文献に記されている<sup>69)</sup>が、ここでは、七仏通戒偈との関連も示唆する『摩訶僧祇律』の記述<sup>70)</sup>をみることにしよう。

爾時九十六種出家人皆作布薩。時比丘不作布薩，為世人所嫌。云何九十六種出家人皆作布薩，而沙門釈子不作布薩。諸比丘，以是因緣，往白世尊。仏告諸比丘。正應為世人所嫌，從今日後應作布薩。

これは、通インド的観的から *uposatha* を極めて重要な宗教行事と見做していたインドの当時の世人によって、それを実行していない釈尊の弟子が非難されたために、釈尊も *uposatha* を採用せざるをえなくなったことを伝えたものである。これによって、*uposatha* が釈尊（仏教教団）でさえ無視しきれなかった大事な通インド的宗教行事であったことがわかると共に、その採用の内実をなしたものが *pātimokkhuddesa*（訓誡の読誦）ではなかったかとの推測もつく。その点を最も明確に述べているのは *Mahāvagga* の *uposathakkhandaka* であると思われるので、今はそれによって必要箇所<sup>71)</sup>を示しておくことにしたい。

そこで、世尊は独りで黙坐して心で次のように、「私は、私が比丘のために制定してきた学則 (*sikkāpada*) を全て彼らの規律条文の読誦 (*pātimokkhuddesa*) とし

て承認してはどうだろうか。それが彼らの節制の儀式 (uposatha-kamman) となるであろう。」と考察したのであった。

このように、外的要因のために、仏教も uposatha を採用せざるをえなかったにしても、その内実を僧団の規律条文の読誦 (pātimokkhuddesa) で固めようとしたのはむしろ当然の処置とも考えられるのであるが、『摩訶僧祇律』は、かかる読誦としての uposatha の前に「偈布薩」なるものを独立させており<sup>72)</sup>、これが、これまでに見てきた「七仏通戒偈」の説示のことを指すのである。しかし、このような順序は、実際の経過を反映したものではなく、恐らくは、パーリの *Mahāvagga* の uposathakkhandaka が伝えるような僧団の規律条文の読誦の行事が定着した後になって、uposatha の通インド的な側面が次第に仏教内部にも浸透し始めると、uposatha の儀礼化も進み、正式な規律条文の読誦の代りに、略式の訓誡の読誦 (pātimokkhuddesa) も行われ、その追加整備が、uposatha のもつ通インド的通俗さと相俟って、ジャイナ教的な苦行主義を留める過去七仏の伝承によって権威づけられていったのではないかと考えられるのである。その追加整備の形態を今日まで記録し止めたものが、先に見た各部派によって伝承された戒經 (pātimokkhasutta, prātimokṣa-sūtra) の最末尾に加えられた七仏通戒偈の部分にほかならない。その非仏教的な苦行主義的性格ゆえに、それが容易に正式の文献として付加されたとは思えないこと、あたかもパーリの戒經のごとくであったと考えられるが、時代が進めば、仏教の正統的部派を代表する根本説一切有部 (Mūla-Sarvāsti-vāda) でさえ如上の文献 (a)(b)(c) で示したとおりのものとなったのである。その根本説一切有部は、所謂「通戒偈」の由来について、律の「序」で以下のように述べている。比較の必要上、義浄訳<sup>73)</sup>とチベット訳<sup>74)</sup>を対比させた後、後者によって和訳を与えることにしたい。

爾時，薄伽梵，從初証覺於十二年中，諸聲聞弟子，無有過失，未生瘡疱，世尊為諸弟子，說略別解脫戒經。曰，…

(中略)

至十三年……

bcom ldan 'das kyi nyan thos kyi dge 'dun lo bcu gnyis su skyon med cing chubur med la/bcom ldan 'das kyi nyan thos rnam kyi so sor thar pa'i mdo gdon pa yang mdor bsdu te/

(中略)

zhes bton par gyur to// lo bcu gsum la bab pa nas……

世尊の弟子僧団(śrāvaka-saṃgha)は十二年の間、亀裂なく(acchidra)瑕疵なく(nirarbuda)過ぎたので、世尊は、弟子たちの規律条文の条項の列挙(prātimokṣa-sūtrōpadeśa)をまた要約して(saṃkṣiptena)(中略)と読誦した(bhāṣita)。十三年目に当って以降……

これによれば、仏教教団は釈尊の成道以後12年間は清浄だったので、「随犯随制」による規律条文の条項(prātimokṣa-sūtra)を制定する必要性はなく、訓誡の総拳(prātimokṣa uddiṣṭaḥ, prātimokṣōddeśa, prātimokṣaḥ saṃkṣiptena subhāṣitaḥ)ですませていたが、13年目以降はそうはいかなくなつた、という状況があつたことになる。この場合の「訓誡の総拳」が「七仏通戒偈」に当るので、この記述を重んじれば、仏教教団では「七仏通戒偈」の伝統がまず確立された後になってから規律条文の制定がなされたことになってしまうが、しかし、規律条文(prātimokṣa)の制定もないのに、その要約ができるはずはない。明らかに、ここでは、後代の七仏による訓誡の総拳(prātimokṣōddeśa)の権威づけが、既に制定されていた規律条文の条項(prātimokṣa-sūtra)に優先されて、あたかもこれに先行するかのごとく付加されたことが示されているといわなければならない。即ち、実際の事の展開どおりにこれをまとめれば、個々の規律条文(prātimokṣa-sūtra)が制定され読誦されるようになってから、その読誦が行われる uposatha/poṣadha を権威づけるため、通インド的な苦行主義の系譜を持込んで、七仏による訓誡の総拳(prātimokṣōddeśa)がインド的習慣を重視する偈として唱え継がれていったということになるのである。勿論、このような推測に立つとき、権威づけが集中したのは後者である訓誡の総拳の方であるから、後に Buddhaghosa によって、後者が諸仏だけが説く「訓告の訓誡(ovāda-pātimokkha = avavāda<sup>75)</sup>-prātimokṣa, 教授波羅提木叉)」とされ、前者が比丘の守るべき「命令の規律条文(āṇā-pātimokkha = ājñā-prātimokṣa, 威徳波羅提木叉)」とされた<sup>76)</sup>のも、けだし当然であろう。そして、この Buddhaghosa のいう「訓告の訓誡」に相当するような、七仏に配当された偈の総体が、『妙法蓮華経玄義』では「七仏通戒偈」と呼ばれていたのであって、決してその中の「諸悪莫作」の一偈だけがそう呼ばれていたわけではないのである。

ところで、かかる儀式の中での訓誡の権威づけの過程で、権威者たる諸仏だけが説きうる「訓誡(pātimokkha, prātimokṣa, 通戒偈)」が Buddhaghosa によって ovāda = avavāda の名を冠して呼ばれたことは大変興味深いことであるが、この avavāda と同義もしくは並列的に用いられる anuśāsana<sup>77)</sup>/śāsana という語が、

「諸悪莫作」の偈である根本説一切有部の通戒偈(8)偈あるいは同(3)偈の第4句、および他部派のそれら2偈相当のものの第4句にも用いられていることは既に見たとおりである<sup>78)</sup>。この *anūsāsana/sāsana* は、動詞の語根 ŚĀS- (折檻する、罰する、支配する、命令する、宣告する) から派生した名詞である<sup>79)</sup> ことからわかるように、権威者の側からの一方的教誡といった語感を強く残しているように思われる。それは、思想 (*ditṭhi*, *dr̥ṣṭi*, 見) 上の説教を論争によって決着する (*dharma-pravicaya*) というような仏教的知性 (*prajñā*) の特質を全く示していないので、これを権威づけるのは通インド的な宗教上の習慣 (*sīla*, *śīla*, 戒) であるほかはない。その点は、今問題としている(3)偈や(8)偈を虚心に読めば、誹謗 (*upavāda*) とはなんであり傷害 (*upaghāta*) とはなんであるか、悪 (*pāpa*) とはなんであり善 (*kuśala*) とはなんであるかという、それらの性質 (*dharma*) を決着することなく、ただそれらをなすなとかなせとかしか言われていない以上、そこにはインドの習慣として是認された苦行的実修しか示されていないことが分かるはずである。従って、かかる偈はインド的習慣のうちに埋没したものであるがゆえに、これらと類似した偈は、仏教外のジャイナ教の文献中にも見出しうるという結果ともなる。以下に示す類似は既に中村元博士によって指摘されているもの<sup>80)</sup> であるが、その指摘に従って、*Isibhāsiyāim* の問題の一偈を全て示すと共に、一応目安的な和訳も与えておくことにしよう。

evam aṇega-vaṇṇāgam, taṃ pariccajja paṇḍite/  
 ṇaṇṇattha lubbhāi paṇṇe, eyaṃ buddhāṇa sāsanaṃ//

(かくして多彩〔な極論〕となる。識者はそれを捨てるべきである。知者は異なっては食らない。以上が仏たちの教誡である。)

この偈は、種々の見解を捨離すること、それが仏たちの教誡である (*eyaṃ buddhāṇa sāsanaṃ*) ということを述べたものであるが、このうちの第4句は、特に上記(8)偈第4句相当の *Dhammapada* の“*etaṃ buddhāṇa sāsanaṃ*”, *Dharmapada* の“*etaṃ buddhāṇa sāsanaṃ*<sup>81)</sup>”とは全く同じ語法のものである。

しかも、このようなインド的習慣のうちに埋没した苦行者のイメージに見合うものに *r̥ṣi* (聖仙) という語があるが、この語は上記の(10)偈<sup>82)</sup> にも使用されている。そこでは、「聖仙 (*r̥ṣi*) によって知らしめられた道」という表現が用いられているが、この表現からも分かるように、かかる道とは、思想的な論争決着によって知らしめられるものでは決してなく、聖仙 (*r̥ṣi*) たちの苦行によって営々と築かれてき

たものだということを権威とする道だったのである。かかる苦行主義賛美は、時代と共に滲透し、根本説一切有部の律蔵中でもあからさまに説かれるようになった。ここでは、*Mūlasarvāstivādinayavastu*（『根本説一切有部律事』）の *Bhaiṣajyavastu*<sup>83</sup>（『藥事』）の中から、過去七仏に触れながら聖仙の苦行について述べる一偈のみを、かかる一例として引くに止めよう。

往昔曾作仙人時      常行忍辱波羅蜜  
身体手足被支解      由行忍辱心無過

nga sngon drang srong gyur pa na//bzod pa'i pha rol rdzogs bya'i phyr//  
yan lag rnam ni btubs pa yis//nga yis bzod pa yongs su rdzogs//

（私が昔聖仙（rṣi）であったときに、忍辱を完成せんがために、四肢を切り刻むことによって、私は忍辱を完成させたのである。）

かかる苦行主義賛美が、インドにおいてはグル（guru, 尊師）信仰を生み出す原動力になっているのであるが、仏教における聖仙の系譜の確立の典型的な一つこそ過去七仏の伝承の成立にはほかならない。その成立した伝承は、いかにも権威主義的な産物であるかのように、極めてパターン化したものであるが、以下には、まず、その七仏についてのパターンを、パーリ *Dīgha-Nikāya* 中の *Mahāpadāna-sutta*<sup>84</sup>と漢訳『長阿含経』第一経「大本経」<sup>85</sup>、および比較的古いと思われる漢訳の異本『七仏父母姓字経』<sup>86</sup>とによって、別表に示してみよう。この表中でカッコ内に記されているものが『七仏父母姓字経』によったものである。

さて、過去七仏についてパターン化された伝承を項目ごとに表にまとめてみたものが次の別表であるが、これによっても、この伝承がいかにインド的な習慣に基づく仏教の権威化であるかは、階級（jāti）や種性（gotta, gotra）や侍者（upatthāka, upasthāka, upasthāyaka）や王都（rāja-dhānī）までもが列挙されていることによって分かるであろう。しかも、かかる項目ごとのパターン化は、表からも分かるとおり、比較的古い漢訳と考えられる『七仏父母姓字経』の頃にはもう既に固定化が果されていたのである。いや、『七仏父母姓字経』自体が、既に一種のパターン化された七仏の各項目の表みたいなものだと言った方が正確なくらいなのだが、それから見ると、*Mahāpadāna-sutta* と「大本経」とにはかなり大きな文献上の増広認められる。この両者のうち、どちらがより新しい展開を示しているかについては、個々において判断の微妙な場合もあるが、一般的にいえば、後者の方がはるかに新しい要素を多く含んでいるといえよう。

ところで、パターン化された項目表のごとき『七仏父母姓字経』とは異なって、*Mahāpadāna-sutta* と「大本経」とは、七仏の、とりわけその代表ともいべき最初のヴィパシンの記述を大幅に増広しているのであるが、その記述は釈尊の伝記を、権威づけのために、インド的通念に合わせて変形し過去に遡らせて投影されたものであると考えることができる。かかる伝記の典型的なものに所謂「四門出遊」の話があるが、中村元博士によれば、これは、老と病との二つに言及するものがまずあり、更に死を加え、最終的に出家修行者 (pabbajita, samaṇa) のことに言及するようになって、「後世に図式化して四門出遊の伝説が成立したのである」とされている<sup>89)</sup>。しかるに、*Mahāpadāna-sutta* と「大本経」とでは、この最終的な完全に図式化した「四門出遊」の伝説が、ヴィパシン仏の上に投影されているのである<sup>90)</sup>。また、所謂「天上天下唯我独尊」の話も、仏になる前の菩薩としての誕生したばかりのヴィパシンに託けて、両經典中で次のように述べられている。

Sampati-jāto Bodhisatto samehi pādehi patitṭhahitvā uttarābhimukho satta-pada-vītiḥārena gacchati, setamhi chatte amuhīramāne sabbā ca disā viloketi āsabhiṇ ca vācaṃ bhāsati: “Aggo ’ham asmi lokassa, jetṭho ’ham asmi lokassa, setṭho ’ham asmi lokassa, ayam antimā jāti, n’atthi ’dāni punabbhavo ti.” Ayam ettha dhammatā.<sup>91)</sup> (誕生したばかりの菩薩は、釣合いのとれた足でしっかりと立ち、北に向かって七歩進んで行き、白い傘がさし掛けられると、全ての方向を眺めて、「私は世界の最上者である。私は世界の最年長者である。私は世界の最勝者である。これは最後の生である。もはや再生はない。」と牡牛のような語を発する。これがこの場合の法則である。)

毘婆尸菩薩，当其生時，…從右脇出，墮地行七步，無人扶侍，遍觀四方，拳手而言，「天上天下唯我為尊，要度衆生生老病死」。此是常法<sup>92)</sup>。

しかし、このような形で仏たちに約束されている法則 (dhammatā, 常法) とは、インド的通念による仏の権威づけ以外のなにものでもあるまい。「もはや再生はない」と牡牛のように (āsabhin, ārsabha) 呼ぶこと自体が極めてインド的であるが、再生 (punab-bhava, punar-bhava) がないとは、靈魂 (ātman) が存在することを前提にした輪廻 (saṃsāra) の切断を意味するので、この菩薩の発言そのものが非仏教的な解脱思想の表明にほかならないのである<sup>93)</sup>。また、「菩薩 (bodhi-satta)」とは、この世で最終解脱 (bodhi) を得ることを約束されたもののことであるから、その用語そのものが非仏教的なものでしかありえず、パーリ仏典でも、頗出するのは、経蔵末尾の増補的雑録<sup>94)</sup>である Khuddaka-Nikāya の就中釈尊の前

七仏順 名稱 項目	I	II	III	IV	V	VI	VII
劫 kappa	Vipassin 毘婆尸 (維衛)	Sikkhī 尸棄 (式)	Vessabhū 毘舍婆 (隨葉)	Kakusandha 拘樓孫 (拘樓素)	Koṇāgamana 拘那含 (拘那含牟尼)	Kassapa 迦葉 (迦葉)	Gotama 釈迦文 (釈迦文尼)
階級 jāti	eka-navuti 九十一 (九十一)	eka-tiṃsa 三十一 (三十一)	eka-tiṃsa 三十一 (三十一)	bhadda-kappa 賢劫 (披地羅劫)	bhadda-kappa 賢劫 (披地羅劫)	bhadda-kappa 賢劫 (披地羅劫)	bhadda-kappa 賢劫 (披地羅劫)
種性 gotta	khattiya-kula 刹利種 (刹利種)	khattiya-kula 刹利種 (刹利種)	khattiya-kula 刹利種 (刹利種)	brāhmaṇa-kula 婆羅門種 (婆羅門種)	brāhmaṇa-kula 婆羅門種 (婆羅門種)	brāhmaṇa-kula 婆羅門種 (婆羅門種)	khattiya-kula 刹利種 (刹利種)
壽命 āyuppamaṇa	Koṇḍañña 拘利若 (拘隣)	Koṇḍañña 拘利若 (拘隣)	Koṇḍañña 拘利若 (拘隣)	Kassapa 迦葉 (迦葉)	Kassapa 迦葉 (迦葉)	Kassapa 迦葉 (迦葉)	Gotama 瞿曇 (瞿曇)
現覺した樹	asīṭṭim vassa-sahasāni 八万歳 (八万歳)	sattari vassa-sahasāni 七万歳 (七万歳)	satthi vassa-sahasāni 六万歳 (六万歳)	cattāri vassa-sahasāni 四万歳 (四万歳)	tiṃsa vassa-sahasāni 三万歳 (三万歳)	viṣaṭṭim vassa-sahasāni 二万歳 (二万歳)	vassa-satam 百歳 (百歳)
両弟子 sāvaka- yuga	Pāṭali 波波羅樹 (波陀羅樹)	Puṇḍarīka 分陀利樹 (分塗利樹)	Sāla 沙羅樹 (薩羅樹)	Sirisa 尸利沙樹 (斯利樹)	Udumbara 烏暫婆羅樹 (烏暫樹)	Nigrodha 尼拘律樹 (尼拘類樹)	Assattha 鉢多樹 (阿沛多樹)
	Khaṇḍa 塞荼 (為塞)	Abhibhū 阿毘浮 (阿比務)	Sona 扶遊 (仏提)	Vidhūra 毘樓 (維留)	Bhiyyosa 舒槃那 (軛輪)	Tissa 提舍 (質耶輪)	Sāriputta 舍利弗 (舍利弗羅)
	Tissa 提舍 (質舍)	Sambhava 三婆婆 (三參)	Uttara 鬱多樓 (鬱多)	Saṅgha 薩尼 (僧者)	Uttara 鬱多樓 (鬱多)	Bhāradvāja 婆羅婆 (波達和)	Moggallāna 目犍連 (摩訶目乾達)

弟子集団 sāvakanāṃ sammipātā a) b) c) は 異った集団 を表わす	a) atṭha-saṭṭhi- (bhikkhu-)sata- sahassa <sup>87)</sup> b) sata-sahassa c) asīti-(bhikkhu-) sahassa a) 十六万八千 b) 十万 c) 八万 (a) 十万 b) 九万 c) 八万	a) sata-sahassa b) asiti- (bhikkhu-) sahassa c) saṭṭhi- (bhikkhu-) sahassa a) 十万 b) 八万 c) 七万 (a) 九万 b) 八万 c) 七万	a) asīti-(bhikkhu-) sahassa b) saṭṭhi- (bhikkhu-) sahassa c) saṭṭhi- (bhikkhu-) sahassa a) 七万 b) 六万 (a) 七万 b) 六万	cattāriṣa- (bhikkhu-) sahassa 四万 (四万)	timsa-(bhikkhu-) sahassa 三万 (三万)	visati-(bhikkhu-) sahassa 二万 (二万)	aḍḍha-tejasāni (bhikkhu-)saṭṭhi 千二百五十 (千二百五十)
侍者 upaṭṭhāka	Asoka 無憂 (阿輪)	Khemamkara 忍行 (差摩竭)	Upassannaka 寂滅 (復枝葉)	Buddhija 普覺 (浮提)	Sottija 安和 (薩質)	Sabbamita 善友 (薩婆蜜)	Ānanda 阿難 (阿難)
父母 pitar, mātar	Bandhuman 槃頭 (槃袿) Bandhumati 槃頭婆提 (槃頭未陀)	Aruṇa 明相 (阿輪拏) Pabhāvati 光曜 (波羅呵越提)	Suppatita 善燈 (須波羅提想) Yasavati 称戒 (耶舍越提)	Aggidatta 祀得 (阿枝達兜) Visākhā 善枝 (隨舍迦)	Yaññadatta 大德 (耶跋鉢多) Uttarā 善勝 (鬱多羅)	Brahmadatta 梵德 (阿枝達耶) Dhanavati 財主 (檀那越提耶)	Suddhodana 淨飯 (闍頭檀) Māyā 大清淨妙 (摩訶摩耶)
子 <sup>88)</sup> (putra)	(Susamvṛtta- skandha) 方膺 (須日多難陀)	(Atura) 無量 (阿兜羅)	(Suprabuddha) 妙覺 (須波羅曰)	(Pratāpana) 上勝 (鬱多羅)	(Sārthavāha) 導師 (隨夷陀先耶)	(Vijitasena) 集軍 (沙多和)	(Rāhula) 羅睺羅 (羅云)
王都 rāja-dhāni	Bandhumati 槃頭婆提 (刹末提)	Arumavati 光相 (阿樓那想提)	Anopama 無喻 (阿耨憂摩)	Khemavati 安和 (輪訶喇提那)	Sobhavati 清淨 (差摩越提)	Bārāṇasi 波羅捺 (波羅私)	Kapilavattu 迦毗羅衛 (迦維羅衛)

世を扱った *Jātaka* においてであることは看過されるべきではない。逆に、経蔵の最初の部分をなす *Dīgha-Nikāya* においては、*bodhisatta* の用例は著しく少なく、そのほとんどが、この *Mahāpadāna-sutta* に集中している<sup>95)</sup>ことも忘れてはならないことなのである。

さて、この *Dīgha-Nikāya* の構成に関し、多少本稿の目的からは外れるかもしれないが、これを漢訳の『長阿含経』のそれと比較しつつ、簡単な私見をここに挟まさせてもらいたい。極めて大雑把な言い方になるので申訳ないが、*Dīgha-Nikāya* の第23経までについていえば、これらは、周知のごとく、第1—13経の第1群と第14—23経の第2群との二つに大別される<sup>96)</sup>。私見によれば、このうちの第1群は、後半になればなるほど非仏教的要素は強まるものの、基本的には仏教の思想 (*ditṭhi*, *dr̥ṣṭi*, 見) を扱ったもの、第2群は、その仏教を権威づけるために過去七仏を扱った *Mahāpadāna-sutta* と釈尊の完全な離脱である死をテーマとした *Mahāparinibbāna-suttanta* とで冒頭を固め、更に釈尊の前世に絡む数篇の物語で締括った、いわばインド的習慣 (*sīla*, *śīla*, 戒) を重視したものである。しかも、この第1群から第2群への移行の仕方をもっと大まかに指摘するとすれば、私には、以下に引く佐藤密雄博士の言明<sup>97)</sup>を拝借するのが最も適切なように思われる。

梵網経では仏陀がこれ等四十三戒を具していても、それは出家者として当然なことと取るに足らない卑近なこととされていたものであったが、これが沙門果経以下になると、出家者一般に戒具足するものが少なくなり、仏教比丘がこれ等の戒を具足することが賞讃され、またいまやこれら出家戒は比丘戒の一部 (*idaṃ pi assa hoti sīlasmim*) となって、やがてはこれを守ることが仏教比丘の特徴化とされ、仏教比丘の紐帯化とされているのである。

これを私なりの言い方に焼き直せば、パーリ経蔵の最も中心的部分といえる *Dīgha-Nikāya* できえ、後半になればなるほど、インドの<sup>サマナー</sup>出家者 (*samaṇa*) 一般の習慣 (*sīla*) が取込まれ、それが色濃く反映されているということになる。しかるに、漢訳の『長阿含経』は、基本的にいえば、パーリ *Dīgha-Nikāya* の第2群を第一分として、第1群を第三分としたものであるから、両者は、宇井博士のおっしゃるごとく決して「大体同一趣意<sup>98)</sup>」のものではなく、『長阿含経』は、インド的習慣を前面に打出したものといわなければならないのである。従って、その巻頭を固めるのが第一に「大本経」、第二に「遊行経」となっているわけであるから、『長阿含経』が、有部の分派とはいえその教義のほとんどが通俗的な大衆部と同

じ<sup>99)</sup>という法蔵部所属のものだと推測されている<sup>100)</sup>のも、私には極めて当然な結論のように感じられる。

ここで再び、*Mahāpadāna-sutta* と「大本経」自体の記述に戻ることにすれば、両経の主テーマは勿論過去七仏就中ヴィパシン仏にあるが、これを主テーマとする意図は以下のような点にある。

Tathāgato atīte Buddhhe parinibbute chinna-papañce chinna-vaṭume pariyādinna-vaṭṭe sabba-dukkha-vītivatte jātito pi aussarati, nāmato pi anussarati, gottato pi anussarati, āyuppamānato pi anussarati, sāvaka-yugato pi anussarati, sāvaka-sannipātato pi anussarati<sup>101)</sup>（如来は、完全に離脱し戯論が切断され路が切断され輪転が終息し全ての苦が超越された仏に関して、階級についても種性についても寿命についても名称についても両弟子についても弟子集団についても想起する。）

知、過去無数諸仏、入於涅槃、断諸結使、消滅戲論。又知、彼仏、劫数多少、名号、姓字、所生種族、其所飲食、寿命脩短、所更苦樂<sup>102)</sup>。

この意図のもとに、先に見た表のごときパターン化された項目が明らかにされていくのであるが、では、なにゆえに、このような項目について想起がなされなければならないのであろうか。「要度衆生生死病死」の仏は、前世を見透す超能力の所有者でなければ、衆生の靈魂 (ātman) を解放することはできないという通インド的な考えが仏典にも既に深く滲み込んでいたからである。それゆえ、ヴィパシンも、釈尊と同様に、縁起を説いたことにさせられてはいるものの、その教えを聞いたものたちは、“āsavehi cittāni vimuccimṣu (諸漏から心が解脱した)”とか「得無漏心解脱生死無疑智」といわれる<sup>103)</sup>ように、ただ靈魂 (citta = ātman) の解放に満足しているだけにすぎない<sup>104)</sup>。靈魂の存在を前提に、輪廻とそれからの解脱を強調するのは、なにも今問題のカルト教団に特有な現象ではなくて、習慣の通俗的な拘束から飛翔しようとしなない非知性的な局面では大昔からどこにおいても広く行われていたことなのである。

ところで、このような解脱主義的側面については、*Mahāpadāna-sutta* よりも「大本経」においてより顕著な傾向が認められるように思われるが、過去七仏と通戒偈との関係についていえば、むしろ前者の方がより展開した形態を示しているといえるかもしれない。両経とも、七仏の全てに通戒偈を配当しているわけではなく、七仏の第一ヴィパシンについてのみ通戒偈を配当している点では同じなのである

が、「大本経」は1偈を数えるだけなのに対し、*Mahāpadāna-sutta* は3偈を数える<sup>105)</sup>に至っているからである。後者の3偈は、これまでに用いた偈番号でいえば、I(1), VI(8), III(3)にそれぞれ対応するものであるが、前者のそれはI(1)と実質的に同じでありながら、多少訳語が異っているので、以下にそれを示しておく。

忍辱為第一 仏説涅槃最 不以除鬚髮 害他為沙門<sup>106)</sup>

さて、*Mahāpadāna-sutta* のような形態から更に展開し、戒経末尾の通戒偈のごとくに各偈が七仏に配当されて、その由来までが示されるに至った文献が『増一阿含経』中の「十不善品」およびそれ相応の諸異訳本である<sup>107)</sup>。七仏と通戒偈のそれぞれの配当関係は、訳語は異っていても前節で取扱った文献(e)(f)(h)(i)のものと基本的に一致し、I(1)に至っては、その明確な理由は今詳らかににはできないが、直前に示した「大本経」のそれと訳文までも合致する。しかし、この「十不善品」において重要なことは、これら七仏の通戒偈の説示が *uposatha/posadha* と関連づけて述べられていることである。*uposatha/posadha* が元来仏教外の通インド的宗教行事であったことについては既に触れたが、その場は、当然のことながらインド的観念において神聖にして清浄なものでなければならない。しかし、この「十不善品」の「説戒 (*uposatha/posadha*)」の場面では、純潔ならざるもの (*abrahmacārin*, 非梵行者) がいるために、釈尊はこの行事を行って「禁戒 (*prātimokṣōddeśa*, 訓誡の総拳)」を示すことができないというのである。これと全くパラレルな話を展開する *Anguttara-Nikāya*, 第8集第20経の“*Uposatha*”<sup>108)</sup>と *Udāna*, Vの“*Soṇatherassa Vaggo*”<sup>109)</sup>とでは、この純潔ならざるものがだれかは特定されていないが、「十不善品」では、アッサジ (*Assaji*, 馬師) とプナッバス (*Punabbasu*, 満宿)<sup>110)</sup>との二比丘に特定された上で、その状況を察知したマハーモッガラナ (*Mahāmoggallāna*, 大目乾連) によってその二比丘が強引に擯出させられる。こんな場面があって一座が清浄となったところで、過去七仏の説明が始まり、七仏の各時代に、ある期間中だけは弟子に瑕穢がなかった (*nirarbuda*) ので「禁戒 (*prātimokṣōddeśa*, 訓誡の総拳)」は一偈もしくは数偈ですんだが、その期間が終ると瑕穢が生じたので、「禁戒 (*prātimokṣa-sūtra*, 規律条文)」を制定する必要に迫られたというのである。釈尊の時代には、始めの12年間に前者の「禁戒」、それ以降に後者の「禁戒」が説示されたといわれているので、これは先に見た根本説一切有部の律の「序」とも一致するが、この二つの「禁戒」の区別についても、その箇所<sup>111)</sup>で考察した私見が適用されるべきであろう。

ところで、ここで最も問題にされねばならないことは、仏教がuposatha/posadhaという通インド的宗教行事を取込んだ結果、その滲透と共に、次第にヒンドゥー教的な差別主義やそれに基づく役割分担までも取込んでしまったのではないかということなのである。もし、純潔ならざるもの(abrahmacārin, 非梵行者)を強制的に摘み出すことによって、そこに残った全員が清浄だといわれたとしても、それが果して平等というに値するものといえるであろうか。いや、それは平等どころか、むしろ内部に入れば平等とされる集団とそこから除外されたものたちとの厳格な差別というべきものである。しかし、通俗的には、この内部の平等が、真の平等主義であるかのように錯覚されて、仏教僧団の「八未曾有法(attha abbhutā dhammā)」などと称讃されている<sup>112)</sup>が、かかる根拠は、上記の“Uposatha”や“Sañatherassa Vaggo”で説かれる大海の比喩にある。その八つの比喩のうちの第三と第四とを例にとれば、大海が死屍(matam kuṇapaṃ)を受けつけないように僧団(saṃgha)は純潔ならざるもの(abrahmacārin, 非梵行者)を受けつせず、また大海に帰入した四大河などが原の名称や種性を失うように僧団に帰入した四姓のものも原の出自を失って釈子所属サマナ(samaṇā Sakyaputtiyā)となる、というのである。かくして、その前提上、純潔なもの(brahmacārin, 梵行者)ばかりの仏教僧団のuposatha/posadhaで行われた「訓誡の総拳(prātimokṣōddeśa)」は、その純潔の証明であるかのように見做されたと考えられる。七仏通戒偈とは、過去に遡って投影された純潔の証明の伝承でしかないのである。しかし、それゆえにこそ、いくら通戒偈を押し頂いたところで、通インド的な習慣以外の仏教の思想に巡り合うことは決してないであろう。

しかるに、この考え方の延長で、純潔なものばかりの出家者と純潔ならざるものの集まりである在家者との間に、差別主義に基づく役割分担が社会的にも確立し、更に、宗教的権威に基づく儀式の定着によって、霊的なものに専ら携わっているとされる清浄な前者の霊力と肉的なものに専らとなるしかない不浄な後者の財力との交換が保証されれば、後世の大多数の仏教を制した通俗的な大乘仏教はほとんど成立しているのも同然なのである<sup>113)</sup>。uposatha/posadhaと七仏通戒偈との関係に触れた「十不善品」を含む『増一阿含経』は、法蔵部所伝ともされるが、他方で、大乘的要素も多いと評価されたところで格別不思議なことではない<sup>114)</sup>。大乘を代表のする論書と従来からいわれている『大智度論』でも以下のように述べられているのである。

衆僧大海水 結戒為畔際 若有破戒者  
終不在僧数 譬如大海水 不共死屍宿<sup>15)</sup>

## 註

- 1) 靈魂(ātman)の存在を前提とすることなしには、解脱や涅槃はなりたたないが、その点を明確に意識して、解脱と涅槃、とりわけ後者について、批判的で画期的な問題解明を果した論文に、松本史朗「解脱と涅槃—この非仏教的なるもの—」『縁起と空—如来蔵思想批判—』(大蔵出版, 1989年), 191-224頁がある。論理的に言えば、仏教が靈魂(ātman)を否定したことは明らかであるが、その点を、この松本論文のごとく、厳密に取捨決判した上でなければ、実は、問題のカルト教団一つさえ批判できないことになるのである。なお、靈魂の存在を認めない仏教が、論理的当然の帰結として、苦行主義や精神主義をも否定したものであることについては、拙稿「苦行批判としての仏教」『駒沢大学仏教学部論集』第24号(1993年10月), 319-354頁を参照されたい。
- 2) 周知のごとく、パーリ三蔵の律蔵中には、*Pātimokkha* はまとまった型においては収録されていない。しかし、抜粋された *Pātimokkha* 相当箇所のあるローマ字刊本や南伝仏教圏における実際の儀礼用刊本などのことについては、平川彰『律蔵の研究』(春秋社, 1970年), 66-67頁を参照されたい。なお、長井真琴『巴・漢・和・対訳 戒律の根本(比丘波羅提木叉)』(丙午出版, 1929年)は、タイ文字刊本、セイロン文字刊本とを律蔵所収の *sikkhāpada* と対照校訂した出版本で、一応パーリの *Pātimokkha* の形態を示している。しかし、長井校訂本でも明らかなごとく、パーリの *Pātimokkha* の末尾には、七仏通戒偈相当箇所はない。長井校訂本の末尾(88-91頁)に示されているものは、長井博士が、本稿の以下に示す七仏通戒偈関連文献中の(i)=(f)と共に、それ相応の偈文をパーリ *Dhammapada* より抽出して示したものである。もっとも、パーリ律蔵が七仏通戒偈相当のひとまりの形態を全く示さないこと自体は、七仏通戒偈の戒経末尾付加を非仏教的動向の顕われの一つと見做す私からみれば、むしろ評価すべきことと言わなければならないであろう。
- 3) 18偈中過去七仏に配当されるのは前半の第10偈までである。その配当関係は、しかし、サンスクリット本中には明示されていないので、ここでは、七仏通戒偈関連文献中の(c)として示した『根本説一切有部苾芻尼戒經』の配当に従ったものであることをお断りしておきたい。
- 4) この偈は、*Udānavarga* (herausgegeben von Franz Bernhard, Göttingen, 1965), 第26章, 第2偈, *The Buddhist Hybrid Sanskrit Dharmapada* (edited by N. S. Shukla, Patna, 1979, 以下本稿にて *Dharmapada* とあればこれを指す), 第239偈, *Dhammapada* (P. T. S. ed. by O. von Hinüber and K. R. Norman, Oxford, 1994, 以下, 本稿にて *Dhammapada* とあればこれを指す), 第184偈と対応する。
- 5) *nirvāṇa* を「離脱」と訳すのは、松本前掲論文(前註1)による。中村元博士も、

*Udānavarga* の翻訳である『感興のことば』（岩波文庫）において、この直前の偈中の *parinirvṛta* を「完くときほごして」と訳し（240頁）、更にその語義を「覆い（障り）が完全に離脱した」と説明している（347頁）が、ここの *nirvāṇa* は「安らぎ（ニルヴァーナ）」と訳して首尾一貫していない。しかし、*Udānavarga* のこの第26章の主題でもある *nirvāṇa* は一貫して「離脱」と理解されねばなるまい。なぜなら、この章で一貫して追求されているのは、「一切悪からの離脱 (*sarvasmād viratiḥ pāpād*)」（第18、19偈）であり、「覆いが完全に離脱すること (*parinirvṛta*)」であるからである。しかるに、かかる「離脱」が非仏教的な「解脱 (*mokṣa, vimokṣa*)」と論理的には全く同じものであることを一貫して主張したのが松本史朗博士であって、その意味で松本前掲論文は必ず参照されなければならない。

- 6) この偈は、*Udānavarga*, 第28章, 第13偈, *Udāna* (P. T. S. ed. by Paul Steinthal, London, 1985), 第5章, 第3偈 (p. 50) と対応する。
- 7) 原文は“*cakṣmān viṣamānīva vidyamāne parākrame*”であり、これに対応する *Udānavarga* は“*cakṣuṣmāṃ viṣamānīva vidyamāne parākramet*”, *Udāna* は“*cak-khumā viṣamānī’va vijjhamāne parakkame*”である。これが南伝大蔵経, 第23巻, 166頁では「眼あるものは不平等を知りて打克つ如く」と訳され、中村訳では「眼のある人は、不平等のようなことがらに勇敢に打ち克つ。一たとい何かが存在するとしても。」(岩波文庫, 253頁)とされている。*Udānavarga* によれば、「眼もてる人は危険なところを知りつつ勇敢に立ち向うように」とも読めるが、ここでは、不自然で強引かもしれないが、“*vidyamāne parākrame*”を絶対於格とみて「勇気があるので」と訳しておいた。チベット訳は「行くこと (*’gro ba, parāyaṇa* か) があるので」と読むが、問題は依然残っているかもしれない。
- 8) この偈は、*Udānavarga*, 第31章, 第50偈, *Dhammapada*, 第185偈と対応する。また、*Udānavarga*, 第32章, 第27偈ともほぼ同じ。
- 9) “*prānta* (最果の地)”と“*śayanāsana* (寝たり臥したりすること)”との関係については、*BHSD*, p. 392, col. 2, *prānta* の項を参照されたい。
- 10) 「増上心 (*adhicitta*)」とは、三学でいえば *samādhi* (定) のことで、考える心とは全く無縁のものである。
- 11) ここで「仏の教誡 (*buddhānuśāsana*)」と言われているものは、釈尊によって意識 (*mano-vijñāna*) の判断対象として示された法 (*dharma*, 性質) たる教説を指すものでは全くありえないことに注意せられたい。*anuśāsana* (教誡) とは、この偈にもよく示されているとおり、習慣 (*śīla*) 上で避けたり守ったりすべきことについての訓告を指すにすぎないからである。その意味では、後世まとめられることになった *Bodhisattvabhūmi* (Wogihara ed.), p. 111, l. 26-p. 112, l. 9 の五種の *amuśāsana* が参考になるかもしれない。個々の説明は略すが、五種とは、*pratiṣedha* (禁止) と *abhyanujñā* (許可) と *codanā*

（叱責）と *avasādanā*（譴責）と *saṃharṣaṇā*（褒奨）とである。これらを含みうる総称が *anuśāsana* であるとすれば、*buddhānuśāsana* が「仏教」の思想を指すことはありえないであろう。

- 12) この偈は、*Udānavarga*, 第18章, 第8偈, *Dharmapada*, 第127偈, *Dhammapada*, 第49偈と対応する。
- 13) この偈は、*Udānavarga*, 第18章, 第9偈, *Dhammapada*, 第50偈と対応する。また、*Dharmapada*, 第309, 第310偈ともほぼ同じ。
- 14) この偈は、*Udānavarga*, 第4章, 第7偈と対応する。
- 15) *munino* とある語が、*Udānavarga* の対応箇所では *pratataṃ*（絶えず）とされている。
- 16) この偈は、*Udānavarga*, 第28章, 第2偈, *Udāna*, 第8章, 第5偈と対応する。
- 17) *kleśānāṃ kṣayitas* とある語が、*Udānavarga* の対応箇所では *rāga-doṣa-moha-kṣayāt*（貪瞋痴の滅尽により）とされている。
- 18) この偈は、*Udānavarga*, 第28章, 第1偈, *Dharmapada*, 第357偈, *Dhammapada*, 第183偈, *Mahāvastu* (Senart ed.), III, p. 420, ll. 12-13 と対応する。なお、この偈に関する各伝承間での相違とその分析については、岩松浅夫「諸悪莫作偈考」『高崎直道博士還暦記念論集・インド学仏教学論集』（春秋社、1987年）、307-326頁において詳細な論及がなされているので参照されたい。その考察の中心を結論的に要約すれば、この偈の第3句の祖型は *sacitta-par(i)yādamaṇaṃ* とあったと推定され、この複合語後分が大きくは、自分の心を「清めること (*paridapana*)」と「調御すること (*paridamana*)」とに二分したというものである。本テキストは、後者の読みを示すが、ただし、いずれの読みの場合でも、「自分の心 (*sacitta, svacitta*)」とは霊魂 (*ātman*) を容認した上に成り立っている考え方であると思われる。なお、この偈の第4句についても、「仏の教誡 (*buddhānuśāsana*)」とする系統と「仏たちの教誡 (*buddhānāṃ śāsanaṃ*)」とする系統とに大きく分かれるが、*anuśāsana* であっても *śāsana* であっても、「仏教」の思想の教示を意味することにならない点は、前註11で指摘したことと変りないであろう。
- 19) この偈は、*Udānavarga*, 第7章, 第11偈, *Dharmapada*, 第51偈, *Dhammapada*, 第361偈と対応する。
- 20) 対応する諸漢訳は、*saṃvara* を「護（身）」「護（語）」「護（意）」のように、身語意を「護る」意味に解しているが、私は身語意による「防御」と解釈する。その方が具格で示された身語意の働きを素直に生かすことになるからである。なお、この *saṃvara* の語義の確認については、松本史朗『禅思想の批判的研究』（大蔵出版、1994年）、327-335頁において、秀れた重要な見解が示されているので参照されたい。その松本史朗博士の見解によれば、*saṃvara* とは、むしろジャイナ教的な用語であり、その原義は「閉じること」である。それは、清浄な霊魂 (*ātman*) に付着せんとする不浄な流入

(āsrava) を感覚の門を閉じることによって防ぐことを意味するのであるが、この偈もまた、身語意による不浄な流入の「防御」を意図し、そのあり方を讃嘆しているのであろうから、清浄に保たれるべき靈魂の存在を暗々裏に前提としていると言えるであろう。果せずかな、saṃvara の使用によってジャイナ教的苦行主義に同調しているかに見えるこの偈は、苦行主義に基づく解脱主義を表明することによって終っているのである。

- 21) この偈は、*Udānavarga*, 第7章, 第12偈, *Dharmapada*, 第278偈, *Dhammapada*, 第281偈と対応する。
- 22) etat-tri-karma-pathān viśodhya とある語が、*Udānavarga* の対応箇所では、etāṃ śubhāṃ karma-pathāṃ viśodhyann (この善なる業道を清めつつ) とされている。
- 23) ここに「聖仙」と訳したサンスクリット語のṛṣi に相当するパーリ語やアルダマーガデー語が isi である。isi について、*An Illustrated Ardha-Magadhi Dictionary*, Vol. II, p. 152 では、“ṛṣi; jñānavān sādhu; muni (聖仙; 智をもった聖人; 行者). A sage; a saint; an ascetic” とされ、Monier-Williams, *A Sanskrit-English Dictionary*, p. 226, col. 1 では、「聖仙 (ṛṣi) たちは、後の世代によって族長的な (patriarchal) 聖人もしくは聖者であると見做され、インドの歴史においては、他の国の英雄や族長と同じ位置を占めた。」と説明されている。要するに、ṛṣi とは、仏教特有の語では全くなくて、むしろ通インド的な苦行者を指す語であって、その族長的な系譜を示唆する時に用いられる語なのである。その意味で、最古のジャイナ教文献の一つといわれる *Isibhāsiyāiṃ* (『聖仙のことば』) が紀元前10世紀から5世紀にかけての多くのインドの聖仙 (ṛṣi) の系譜について物語られたものである (M. Vinaysagar, K. Shastri, C. Sharma (ed. and tr.), *Isibhāsiyāiṃ Suttaiṃ*, Prakrit Bharati Pushpa, 46, Jaipur, 1988, A Study, p. 13 参照) ことは興味深い。しかも、このような通インド的傾向の中で guru 崇拜も形成されたのであり、いわば仏教の中における guru 崇拜の形成ともいわれるべき、過去七仏の系譜を示す七仏通戒偈中に ṛṣi の語が用いられたのは決して単なる偶然ではないのである。
- 24) このテキストでは nārāgayen と読まれているが、*Udānavarga* の対応箇所のごとく ārāgayen と読むべきとみて、否定辞を除去して訳した。
- 25) テキストには anantaraḥ とあるので、「直後のシャーカ出身の行者ガウタマとは」と訳すべきかもしれないが、チベット訳に bla na med とあるのを重んじて anuttaraḥ と改めて読んだ。
- 26) テキストには dhīra とあるが、チベット訳には dpa' bo とあるので、vīra と改めて読んだ。
- 27) この第14偈と次の第15偈とは、それぞれ、*Udānavarga*, 第4章, 第37, 38偈, *Samyutta-Nikāya*, Vol. 1, pp. 156-157 で述べられる二偈と対応している。後者を示しておけば次のとおりである。

ārabbhatha nikkhamatha//yuñjatha buddha-sāsane//

(40)

七仏通戒偈ノート (袴谷)

dhunātha maccuno senaṃ//naḷāgāraṃ va kuñjaro// //  
yo imasmiṃ dhamma-vinaye//appamatto vihassati//  
pahāya jāti-saṃsāraṃ//dukkhassantaṃ karissati// //

上記パーリ語に対する和訳および註記については、中村元訳『ブツダ悪魔との対話—サンユッタ・ニカーヤII—』(岩波文庫), 119-120頁および, 348-349頁を参照されたい。なお, Saṃyutta-Nikāya 中の偈は, 七仏の第二 Sikkhin の両弟子(sāvaka-yuga) Abhibhū と Sambhava とのうち前者が述べる形を取っていることが注目される。

- 28) 中村博士は上記の和訳において「仏の御教え」と訳しているが, 前註11, 18でも指摘したごとく, これは決して「仏教」の思想的教示を表わすものではないと私は考えている。
- 29) yuktayādhvaṃとある語が, *Udānavarga* の対応箇所では yujyadhvaṃ, Saṃyutta-Nikāya のそれでは yuñjatha とされている。yuktayādhvaṃの語形は厳密には私に分らないが, ここでは対応箇所の2例を参照して訳出した。
- 30) この語の名詞形が dhuta で「頭陀」と音写されるものである。靈魂の浄化を図るべく不浄なものを払拭することが dhuta (頭陀) であり, これは明らかに靈魂の存在を前提とした苦行主義の表明であることに注意されたい。
- 31) 中村博士は上記の和訳において「教説と戒律」と訳しているが, かく dvaṃdva に解される複合語がなにゆえに常に単数で記されるのかについて, これまでに, 少なくとも私は, 合理的な説明がなされたということを聞かないし知らない。私からこの複合語を見れば, 「習慣 (sīla, 戒)」重視のこのような偈の中では, dharma という前分が非常に違和感をもったものとして映じてくるのである。その違和感を大切に, dharma が「仏教的な権威づけのための後世の付加だと考えれば, この複合語の本来の力点は, 後分の vinaya にあり, この複合語全体としての意味は karmadhāraya 的な同格であり「dharma の権威に準ずる vinaya」のように読むことはできないものであろうか。vinaya が主要なら通インド的な「習慣 (sīla)」と抵触するものではないことになる。和訳として私が「法律」としたのは一種の誤魔化しであるが, ここでもこの複合語は単数扱いであるかゆえに, 私は vinaya に収斂する意味での一語のような「法律」と私は考えてみたいのである。
- 32) ここでは明らかに輪廻からの解脱という非仏教的解脱思想が述べられていると見るべきであろう。
- 33) uddiṣṭa/uddeṣa と nirdiṣṭa/nirdeṣa とを比較して双方の意味を対比的に述べれば, 前者は要約して一般的に指示する場合, 後者は詳しく個別的に説明する場合に用いられるようである。それを意識しながら, ここでは uddiṣṭa を「列挙され」と訳しておいた。もっとも「列挙」とは, 具体的にいえば「読誦」することであろうが, そこまでの意味はここに示す必要はないと考えた。
- 34) poṣadha を「節制の儀式」と訳するのは却えって正確でないかもしれないが, いずれに

せよ、この儀式は本来仏教教団外で行われていたものが後に仏教教団に採用されたものとされている。更に poṣadha の採用と七仏通戒偈の伝統の形成には深いつながりがあると思われるが、この点については本文のB節で触れるであろう。

- 35) kṛta とある語を kṛtaḥ と改めて読んだ。
- 36) bālāgra とあるも vālāgra の誤りとみて正す。
- 37) この〔 〕内に示された和訳相当のものはチベット訳のみにあるものである。
- 38) ティツク=テツェン (Khri gtsug lde brtsan, 806-841) を指す。この王、および、当時のチベット仏教年代に関しては、山口瑞鳳「吐蕃王国仏教史年代考」『成田山仏教研究所紀要』第3号 (1978年), 1-52頁, 特に, 18-20頁を参照されたい。
- 39) テキストには śravaṇo とあるも、恐らく誤植で śramaṇo と正されるべきであろう。
- 40) このような記述はこの文献にのみ見られるので、ここに一応の和訳を与えておいた。これ以下も、七仏の名前が変わるだけで基本的には同じ文なので、以下では和訳を省略する。
- 41) これまでの全偈は、*Udānavarga*, 第32章, 第25偈, 第26偈 cd, 第27偈 ab と対応している。
- 42) これまでの全偈は、*Dhammapada*, 第372, 375, 376偈, *Dharmapada*, 第62, 63, 64偈と対応している。なお、最後の一行のみは、また *Mahāvastu*, III, p. 422, l. 7 と同じ。
- 43) この原語は pratisaṃstaravati であるが、その正確な意味や語形が私にはよくわからない。*BHSD*, p. 371, col. 2 の pratisaṃstara や対応するパーリの paṭisanthāravutti などを参照して、暫定的な訳語を与えておくにすぎない。
- 44) テキストには Śikṣisya とあるが誤植とみて Śikhisya と改める。
- 45) 一応テキストのままとしておいたが puṇyam は puṣpaṃ と改められるべきである。
- 46) この偈は、既に Finot が註するごとく、*Mvyut.* nos. 8709-8712 と対応するものである。そこでは、この偈の4句それぞれの表わすことがらが catvāraḥ śramaṇa-kāra-kadharmāḥ (四つの苦行実践者となす法) とされていることに注意すべきであろう。
- 47) 以上の2偈は、*Dhammapada*, 第360, 361偈, *Mahāvastu*, III, p. 423, ll. 3-6 と対応する。ただし、前者の第361偈 a-f 中 cd 相当の句は、このテキストにはない。なお, sarvatra saṃvṛto bhikṣuḥ sarva-duḥkhāt pramucyate の句のみは、また、*Udānavarga*, 第7章, 第11偈 ef, *Dharmapada*, 第51偈 ef とも対応する。
- 48) 七仏のチベット訳については、*Mvyut.* nos. 87-94 に韻律に制約されない通常の形での訳名が列挙されているので参照されたい。ただし、Krakutsanda は Krakucchanda, Kakutsunda などと表記されることもあるのを、チベット訳ではそれぞれ別な仏名とみて、*Mvyut.* nos. 90, 91 による限り、前者を Log pa dang sel (邪を除くもの)、後者を 'Khor ba 'jig (輪廻を破壊するもの) と訳している。もっとも、ここで提示している資料

(42)

七仏通戒偈ノート（袴谷）

によれば、Krakutsandaに'Khor ba 'jigが対応していることになるが、このチベット訳者の見たサンスクリット原語がなんであったかは、この対応だけからは分らない。なお、諸資料におけるこの語の表記や意味については、*BHSD*, p. 196, col. 2, Kraku(c)-chandaの項を参照されたい。

- 49) 「花」と訳した箇所に対応するテキストの用語は *caryām* となっているのであるが、校訂者は註でこの箇所を読みにくいとしている。そこで、この語は、IV(4)(5)(g)の偈を指示していなければならぬとの判断から、その偈を特徴づける *puṣpaṃ* がこの読みにくい箇所にあったのではないかとみて、「花」と訳したのである。しかし、もっと適切な語の選択の余地はありうるであろう。
- 50) テキストのここには *abhinnān* とあり、その直後は不明とされているから、この意味を正しく押える自信は私にはない。あるいは、過去の七仏が等質なものとして「七人の正等覚者たちは無区別であるから」と読むべきなのかもしれないが、かく決めてしまう自信もないのである。
- 51) これは『十誦比丘尼波羅提木叉戒本』によって記す。なお、大正蔵では「竟」が「意」となっているが誤りであろう。比丘戒本の方では「已説戒經竟 僧一心布薩」とあり、偈の一部のように示されているが、「竟」は正しく「竟」と記されている。
- 52) テキストには、*poṣaḡhaṃ* とあるが、誤植とみて *poṣadhaṃ* に正す。
- 53) 「摩訶僧祇戒」以下ここまでの文は、正倉院聖語蔵本（天平写経）には欠と、大正蔵では註記されている。
- 54) テキストには、*madhyoddeśikānām* とあるが、*Mahāvastu*, I, p. 2, ll. 13-14に “*Ārya-Mahāsāṃghikānām Lokottaravādinām madhya-deśikānām pāṭhena vinaya-piṭakasya Mahavastuye(sic) ādi//*” とあるのを参照して、この下線部分と同じに改めた。
- 55) 岩松浅夫「七仏通戒偈」について、『東方』第2号（1986年11月）、31頁。なお、「七仏通戒偈」だけを問題とした論文ではないが、従来の関連研究としては、平川彰『律蔵の研究』（山喜房仏書林、1960年）、368-374頁、佐藤密雄『原始仏教教団の研究』（山喜房仏書林、1963年）、481-576頁もあるので参照されたい。
- 56) 『望月仏教大辞典』増訂版（世界聖典刊行協会、1955年）、第2巻、1916-1917頁、宇井伯寿監修『コンサイス仏教辞典』（大東出版社、1938年）、455頁、『仏教学辞典』（法蔵館、1955年）、53頁上（戒の項）、中村元『仏教語大辞典』（東京書籍、1981年）、586-587、『新版禅学大辞典』（大修館書店、1985年）、448頁など参照。
- 57) 『織田仏教大辞典』（大蔵出版、1917年）、740頁参照。
- 58) 『増一阿含経』「十不善品」の第2経、大正蔵、2巻、786頁上-787頁下参照。なお、後註107を付した箇所の本文をも参照されたい。
- 59) 岩松前掲論文（前註55）、33頁。

- 60) 『妙法蓮華經玄義』, 大正蔵, 33巻, 695頁下。
- 61) 羅什訳『中論』, 大正蔵, 30巻, 33頁中に「衆因縁生法, 我說即是無, 亦為是假名, 亦是中道義」とある。智顛は、恐らく、羅什訳を見たであろうと思われるのに、『中論』のこの偈とここでの引用偈とにかなりの相違が見られるが、それがなにに起因するのかは私には未詳。なお、その相違の理由が示されているわけではないが、この引用については、Paul Swanson, *Foundations of T'ien-t'ai Philosophy*, Asian Humanities Press, Berkely, 1989, pp. 3-6, p. 260, n. 12 も参照されたい。
- 62) 『大般涅槃經』北本, 大正蔵, 12巻, 450頁上-451頁上, 南本, 692頁上-693頁上参照。なお、小乗の『大般涅槃經』については、大正蔵, 1巻, 204頁下を参照されたい。また、この偈の意味することについては、拙稿「自然批判としての仏教」『駒沢大学仏教学部論集』第21号(1990年10月), 394-395頁で論じたことがある。
- 63) 問題としているそれぞれの一偈だけを指す呼称としては、順次に、前者を「三諦偈」、後者を「無常偈」という習慣がある。後者については、水野弘元『仏教要語の基礎知識』(春秋社, 1972年), 141-142頁を参照されたい。
- 64) 王同仁編『語言大辞典』(三环出版社, 1990年), 下冊, 3449頁, 『中英辞典』(商務印書館, 1979年), 686頁による。なお、智顛が同じ著作中で「通別」(691頁上など)と用いる場合の「通」もこのような意味である。
- 65) Nagao ed., *Madhyāntavibhāga-bhāṣya*, p. 58, l. 17-p. 59, l. 1: “uddeśato nirdeśataś ca/..... uddeśataḥ uttarōttara-phalādīni catvāri/nirdeśataḥ ānukūlya-phalādīni ṣaṭ/teṣām eva caturṇām nirdeśāt//” に対し、真諦訳は「五略果, 六広果。……若略說上上果有四種。若広說隨順果有六, 是四種果分別広說故。」, 玄奘訳は「標故, 釈故。……標者謂後後等四果。釈者隨順等六果, 分別前四果故。」(山口益『漢蔵対照弁中弁論』, 92頁) である。なお、他の例については、袴谷憲昭・荒井裕明校註『大乘莊嚴經論』(新国訳大蔵經, 瑜伽・唯識部12, 大蔵出版, 1993年), 131頁, 180頁, 206頁の頭註を参照されたい。
- 66) 順次に, Childers, *A Dictionary of the Pali Language*, London, 1875, p. 217, p. 518 についてその語義と用例とを見られたい。私のここでの主張に不利になる説明は与えられていないと思うが、逆に *niddesa* と *uddesa* とを対峙させて用いるような例も積極的には示されていない。
- 67) 例えば *Mahāpadāna-sutta*, DN., II, p. 46, l. 7, p. 49, ll.20-21 を参照されたい。なお、和訳については、片山一良訳「大譬喩經」『原始仏教』7 (1994年12月, 以下, 片山訳と略す), 68頁, 72頁を順次に参照のこと。また、前者に対する註釈的語義解釈については、同, 68頁, 註7で述べられている。なお、後註105で指摘する3偈は、後者の直後に示されるのである。
- 68) *uposatha* における *pātimokkha* の読誦については, *Vinaya Piṭaka*, I, p. 102, l. 32

(44) 七仏通戒偈ノート (袴谷)

- p. 103, l. 11 を参照の上、その含む問題について、拙書『道元と仏教』(大蔵出版, 1992年), 250-252頁を参照されたい。
- 69) Vinaya Piṭaka, I, pp. 101-102: 南伝大蔵経, 第3巻, 180-182頁参照。なお、この件に関しては、佐藤密雄前掲書(前註55), 512頁も合わせて参照されたい。
- 70) 大正蔵, 22巻, 446頁下。なお、国訳一切経, 律部十, 132-134頁も参照されたい。
- 71) Vinaya Piṭaka, I, p. 102, ll. 21-24: Rhys Davids and H. Oldenberg, *Vinaya Texts. Sacred Books of the East, Vol. 13* (Oxford, 1885, repr. Delhi, 1990), pp. 241-242.
- 72) 大正蔵, 22巻, 446頁下-447頁上参照。なお、平川彰前掲書(前註55), 377頁では、「この偈戒経を広律の中に入れておけるのは、僧祇律のみである。他律は広律にはこれを含まず、『戒経』にこれを含んでいるに過ぎない。」と指摘されている。ところで、「七仏通戒偈」に関する重要な文献ではないかと気になりながら、比較的後代の文献であることと、私自身に時間的余裕がなかったこととのために、本稿では考察外に置かざるえなかったものに、義浄訳・勝友集『根本薩婆多部律撰』がある。この文献末尾の「明略教」と題される主題の中(大正蔵, 24巻, 608頁下-610頁中, 615頁中-617頁上)では、「七仏通戒偈」に相当するものが「七仏略教法」と呼ばれており、七仏と偈の配当は、比丘尼戒経ではなく比丘戒経と一致している。
- 73) 『根本説一切有部毘奈耶』, 大正蔵, 23巻, 628頁上。中略とした箇所は、VI(8)とVII(9)(10)とを合した比丘戒経と同じ系純の(c)と一致する。
- 74) *'Dul ba rnam par 'byed pa*, P. ed., No. 1032, Che, 19b6-20a1.
- 75) avavāda および ovāda の語義については、*BHSD*, p. 75 の同項目を参照されたい。なお、avavāda が anuśāsani と同義で用いられること、およびその用例等についても、その項で触れられている。
- 76) 平川彰前掲書(前註55), 370頁, 佐藤密雄前掲書(前註55), 496頁参照。また、P. V. Bapat and A. Hirakawa, *Shan-Chien-P'i-P'o-Sha, A Chinese Version by Saṅghabhadra of Samanthapāsādikā*, Poona, 1970, pp. 134-135 も参照されたい。なお、この *Samanthapāsādikā* と関連する記載に Buddhaghosa の *Dhammapadamakathā*, III, pp. 236-238 があるが、これについては、岩松前掲論文(前註55), 37-38頁を参照されたい。
- 77) avavāda と anuśāsana との同義たることについては、前註75で指摘した *BHSD*, また、avavāda については、*Bodhisattvabhūmi* (Wogihara ed.), p. 110, l. 14-p. 111, l. 25, anuśāsana については、*ibid.*, p. 111, l. 26-p. 112, l. 9 を参照されたい。玄奘訳『瑜伽師地論』は、大正蔵, 30, 504頁中-下に当り、avavāda は「教授」、anuśāsana は「教誡」と訳されるが、いずれにせよ、これは、現代日本語の教義や教説 (doctrine) とは全く関係のないものである。なお、*Bodhisattvabhūmi* の anuśāsana については、前註11で簡単に触れておいた。

- 78) 前註11, 18を参照されたい。
- 79) Monier-Williams, *A Sanskrit-English Dictionary*, pp. 1068-1069 の śās および śāsana の項参照。
- 80) 中村元訳『真理のことば』(岩波文庫), 105頁, 註183, 353-354頁, 註1参照。なお、次に示した一偈は, *Isibhāsiyāiṃ*, *op. cit.*(前註23), pp. 168-169による。英訳を示せば, “We come across such diametrically opposite narrations. The wise should avoid such qualitative extremes. The discreet should never be tempted by these. This is the prime teaching of Buddha.”である。
- 81) *Dhammapada*, *Dharmapada* のこの偈については, 前註18を参照されたい。
- 82) 前註23を付した箇所本文, および, 前註23での ṛṣi についての説明を参照されたい。
- 83) 大正蔵, 24巻, 75頁下: P. ed., No. 1030, Ge, 258a6. サンスクリットは, *Mūlasarvāstivādinayavastu*, Vol. I, *Buddhist Sanskrit Texts*, No. 16, Darbhanga, 1967, p. 97 に相当するが, ちょうど欠損部分であるため回収できない。
- 84) *Dīgha-Nikāya*, II, pp. 1-54, および片山前掲訳(前註67), 4-122頁参照。
- 85) 大正蔵, 1巻, 1頁中-10頁下参照。なお, 最近の国訳の成果としては, 『長阿含経』I (新国訳大蔵経, 大蔵出版, 1993年), 68-116頁がある。
- 86) 大正蔵, 1巻, 159頁上-160頁上参照。なお, 『開元釈教録』, 大正蔵, 55巻, 614頁上に「曹魏失訳。右出増一阿含経第四十五卷不善品異訳。」とあり, 「不善品」の異訳というのは正確ではないが, 本稿の後半に触れるように, 両者が内容的に深いつながりをもっていることは明らかである。
- 87) これは680万という数字を示すが, このパーリと一致する数は漢訳のいずれにも記されていない。
- 88) この項目については, パーリに記述がない。ただし, 両漢訳は勿論, サンスクリット本, Waldschmit (ed.), *Das Mahāvadānasūtra*, I, II, Berlin, 1953, 1956にも記載があるようであるが, このWaldschmitの校訂本は入手できなかったため, 私自身は参照していない。ただし, 前掲国訳(前註85), 77頁の頭註には, Waldschmit校訂本によるサンスクリット語が示されているので, この表ではそれによっていることをお断りしておきたい。
- 89) 中村元『ゴータマ・ブツダ』I (中村元選集〔決定版〕, 第11巻, 春秋社, 1992年), 160-161頁参照。引用は161頁。
- 90) 「大本経」, 大正蔵, 1巻, 6頁上-7頁上, *Dīgha-Nikāya*, II, pp. 19-30, 片山前掲訳(前註67), 30-46頁参照。
- 91) *Dīgha-Nikāya*, II, p. 15, ll. 7-13. 和訳に当っては, 片山前掲訳(前註67), 22頁を参考にした。
- 92) 「大本経」, 大正蔵, 1巻, 4頁中-下。

- 93) しかし、このような解釈は従来明確に示されたことがなかったのかもしれない。定方晟「唯我独尊」の意味『春秋』(1993年12月), 11-13頁にも、氏独自の解釈と称せられるものが提示されているが、私の今の解釈とは全く対立するものである。定方氏は「唯我独尊」を「自分こそ最も優れた救済の道を知ったものである。他人にまかせてはいられない。これは仏陀の自覚であり、菩薩の決意である。」と解釈しておられるが、私は、同氏の御尊父が「唯我」はアートマンだと解釈されたことの方がむしろ正しいと思う。同氏の強調される漢訳の「要度衆生生老病死」も靈魂(アートマン)を解放してあげるといような考えにむしろ親しいのである。なお、同氏が「唯我独尊」の典拠とされた『根本説一切有部毘奈耶雜事』(大正蔵, 24巻, 298頁上)の箇所は、チベット訳, P. ed., No. 1035, De, 250b-251aに相当するが、チベット訳中に漢訳のその文に対応する記載はない。しかるに、定方氏の解釈には、耳を傾けるべき参考になる点も多少あるが、そこに紹介される、「唯我独尊」を「人間の尊厳性」と解釈する奈良康明博士の見解は、なんの根拠もない通俗説の焼直しでしかないように思われる。
- 94) Khuddhaka-Nikāyaが増補的雑録であることについては、前掲拙書『道元と仏教』(前註68), 66-67頁を参照されたい。
- 95) 水野弘元『南伝大蔵経総索引』第1部(増補改訂版, ピタカ, 1977年), 813頁, 「菩薩」の項を参照されたい。頗出するのは、Khuddhaka-Nikāya以下に相当する、南伝大蔵経, 23巻以降であり、初出も索引による限り、この「天上天下唯我独尊」の箇所である。
- 96) 片山前掲訳(前註67), 3頁でも示されているごとく、現行のパーリ聖典では、第1群がSilakkhanda-vagga, 第2群がMahā-vaggaと呼ばれているので、その名称を用いた方がよいのかもしれないが、私には、この名称がどうしても逆になってしまっているように思われて仕方がない。即ち、第1群こそMahā-vaggaであり、通インド的習慣(sīla)が益々色濃くなっている第2群がむしろSilakkhanda-vaggaに相応しいと思われるわけである。ここには、漢訳『長阿含経』で配列が大きく変わったと同じような事情があったのかもしれないが、今は論証もかなわないので、現行の名称を避けるだけにしておきたい。
- 97) 佐藤密雄前掲書(前註55), 501頁。
- 98) 宇井伯寿『印哲研』第二, 145頁。なお、前掲国訳『長阿含経』I(前註85), 45-49頁の「解題」を参照されたい。
- 99) 寺本婉雅・平松友嗣訳註『蔵漢和三訳対校異部宗輪論』(国土社, 1935年), 79-80頁参照。
- 100) 宇井伯寿『印哲研』第二, 135頁, 水野弘元「国訳長阿含経解題(補遺)」『長阿含経』(国訳一切経, 阿含部七, 校訂版, 1969年), 499-515頁参照。
- 101) Dīgha-Nikāya, II, p. 10, ll. 26-31. なお、和訳に当っては、片山前掲訳(前註67), 16頁を参考にした。

- 102) 「大本経」, 大正蔵, 1巻, 1頁中。
- 103) *Digha-Nikāya*, II, p. 42, ll. 14-15, 大正蔵, 1巻, 9頁下。なお, 漢訳では, この箇所直前に「神足」と「観他心」と「教誡」が示されるが, これらもまた, 霊魂を解脱させるに必要な超能力なのである。
- 104) 「心はますます澄む (*cittam pasīdati*)」という『スッタニパータ』の解脱思想については, 拙稿「苦行批判としての仏教」『駒沢大学仏教学部論集』第24号(1993年10月), 342-343頁を参照されたい。なお, 松本史朗「仏教の批判的考察」『世界像の形成』(アジアから考える〔7〕, 東京大学出版会, 1994年), 131-182頁では『スッタニパータ』の同じ箇所が問題にされている(145頁)ほか, 『スッタニパータ』の非仏教性(150-155頁)や中村元博士の方法的誤り(132-141頁)などが, 従来の松本博士の論証を踏まえて簡潔明瞭に論じられているので, ぜひとも参照すべきである。
- 105) *Digha-Nikāya*, II, pp. 49-50, 片山前掲訳(前註67), 72-73頁参照。
- 106) 「大本経」, 大正蔵, 1巻, 10頁上。なお, 前掲国訳『長阿含経』I(前註85), 112頁では, 偈であることが意識されていないかのごとき書き下しになっているが, 誤りである。
- 107) 「十不善品」については, 大正蔵, 2巻, 785頁下-793頁下参照。諸異訳本については, 赤沼智善『漢巴四部四阿含互照録』(破塵閣, 1929年, 再刊, 法蔵館, 1985年), 152頁に記載されている。また, この「十不善品」中の七仏の通戒偈は, 岩松前掲論文(前註55), 32-33頁に抜粋して掲げられている。
- 108) *Aṅguttara-Nikāya*, IV, pp. 204-208, 南伝大蔵経, 21巻, 70-80頁参照。
- 109) *Udāna*, pp. 47-61, 南伝大蔵経, 23巻, 160-184頁参照。
- 110) 赤沼智善『印度仏教固有名詞辞典』(法蔵館復刊, 1967年)により, 前者については, 61頁, *Assaji*<sup>2</sup>, 後者については, 515-517頁, *Punabbasu*<sup>2</sup>をそれぞれ参照されたい。
- 111) 前註73, 74を付した箇所とそれに対する私見を参照されたい。
- 112) 例えば, 平川彰『インド仏教史』(春秋社, 1974年), 83-84頁では, 平和を実現するための共同体の特質としてこの「八未曾有法」が記述されているが, それは瑕穢あるものを排除した上での比喩的言辞であることを忘れるべきではない。
- 113) この件に関しては, 一連の拙稿「悪業払拭の儀式関連経典雑考」(I) (II) (III) (IV) (V), 『駒沢大学仏教学部研究紀要』第50号(1992年3月), 274-247頁, 同, 第51号(1993年3月), 337-298頁, 『駒沢大学仏教学部論集』第23号(1992年10月), 442-423頁, 同, 第24号(1993年10月), 434-414頁, 『駒沢短期大学研究紀要』第23号(1995年3月), 95-127頁を参照されたい。
- 114) 『増一阿含経』の所属部派については, いろいろな見解が提起されているようであるが, 平川彰博士の御見解を含めて, 従来の諸説に触れながら, 一応のまとまった見解を提示したものとして, 静谷正雄「漢訳『増一阿含経』の所属部派」『印仏研』22-1(1973年

(48)

七仏通戒偈ノート (袴谷)

12月), 54-59頁がある。

115) 『大智度論』, 大正蔵, 25巻, 225頁上。なお, 石井公成博士がパソコンにより『大智度論』における「川」や「河」の用例を検索したのを知り, それらの箇所をコピーしたものを頂戴したところ, 「万川帰海」に類するような表現は極めて多いことがわかった。私からすれば予測どおりの結果であるが, 石井博士の御教示には心から謝意を表したい。一方, このような比喻に対し, Paul Griffiths 教授は, Delmas Lewis との共同執筆の“On Grading Religions, Seeking Truth, and Being Nice to Peoole — A Reply to Professor Hick”, *Religious Studies*, Vol. 19 (1983), p. 76 で“For all religions, on this view, the soteriological goal has to be identical, and it is usually at this point that the somewhat threadbare images of the blind men and the elephant, the different roads up a mountain, and the many streams emptying themselves into a single ocean make their entrance.”と述べている。まことにもって, 全面的な賛意を禁じえないのである。

(1995年6月7日)